

平成 21 年

# 第 9 回美濃市議会定例会会議録

平成 21 年 12 月 8 日 開会

平成 21 年 12 月 24 日 閉会

美 濃 市 議 会

# 平成21年第9回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月8日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	3
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
所管事務調査結果の報告	4
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程	7
議案の説明	
議第72号(総務部長 平林 泉君)	7
議第73号・議第77号・議第78号・議第87号(民生部長 川野 純君)	9
議第74号・議第75号・議第76号・議第80号・議第84号・議第85号・議第86号 (建設部長 丸茂 勝君)	11
休憩	15
再開	15
議第79号(美濃病院事務局長 西部繁雄君)	15
議第81号・議第82号・議第83号(参事兼秘書課長 古田則行君)	16
議案の上程	17
議案の説明	
議第88号(市長 石川道政君)	17
質疑	18
委員会付託省略(議第88号)	18
議案の採決	18
休会期間の決定	18
散会の宣告	19
会議録署名議員	20

第 2 号 (12月16日)

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	22
説明のため出席した者	22
職務のため出席した事務局職員	22
開議の宣告	23
会議録署名議員の指名	23
議第72号から議第87号までと市政に対する一般質問	
1 森 福子議員	23
1. 平成22年度予算編成について	
① 市税収入の中で、特に市民税個人分、市民税法人分を概算でどの程度見込まれていますか	
② 県行財政改革推進本部の事業見直し分科会の論点に対して、市の見通しはどのようなになっているのか	
2. 第4次総合計画にある火葬場の新施設整備について	
① 計画の概要はどのようなになっているのか	
② 環境に対する影響をどのようにみているのか	
③ 今後の整備見通しはどのようなか	
石川市長答弁	25
再 森 福子議員	27
2 古田 豊議員	27
1. 市政懇談会における市民の要望はどのような内容が多かったのか	
2. 平成22年度的美濃市の予算編成の方針について	
① 県が事業の見直しを実施しようとしているが、補助金など市への影響はどうか	
② 子どもや若者を支援するネットワークづくりの体制はできているのか	
③ 生活が苦しい人のために公共料金の引き下げや保険税滞納者に発行している資格証明書の基準緩和ができないか	
④ 子どもや高齢者、母子家庭、父子家庭に配慮した予算編成を	
加納副市長答弁	29
石川市長答弁	31
再 古田 豊議員	33
休憩	33
再開	34

3	塚田歳春議員	34
	1. 本年度市長は3回の海外視察に出かけられたが、その目的や随行職員数、公費負担はどれくらいか	
	2. 来年4月の機構改革に伴い、現在の各出張所は職員を本庁に引き上げ（仮称）地域センターとし、嘱託職員2名体制で行うとされているが、業務に支障はないか	
	3. 土地開発公社の土地について 現在残っている土地は、どう処分するつもりか	
	石川市長答弁	36
	古田参事兼秘書課長	38
	平林総務部長答弁	39
再	塚田歳春議員	39
	石川市長答弁	41
	古田参事兼秘書課長	41
再々	塚田歳春議員	41
	古田参事兼秘書課長	42
4	平田雄三議員	42
	1. 行政評価の取り組みとその進捗状況について	
	2. 財産区の現況と今後の市の考え方について	
	平林総務部長答弁	43
再	平田雄三議員	44
休憩		45
再開		45
5	武井牧男議員	45
	1. 高齢者福祉の取り組みとして「地域介護ヘルパー養成研修」事業が実施できないか	
	2. 認知症予防対策について	
	川野民生部長答弁	46
再	武井牧男議員	48
6	日比野 豊議員	48
	1. 美濃インター前区画整理事業の進捗状況についてお尋ねします	
	石川市長答弁	50
再	日比野 豊議員	51
	石川市長答弁	52
再々	日比野 豊議員	53
7	並 信行議員	53

1. 特定健診の制度導入から1年が経過したが受診率はどうか。今後受診率向上のための方策をどのように考えているか
2. 一般廃棄物の中で水銀が含まれている蛍光灯について、特別な処理対策が必要ではないか
3. 高齢者社会に向けて、公民館や図書館の充実が求められる。高齢者サービスの一環として市立図書館で管理している図書を各地区の公民館などで貸し出しすることができないか  
また、公民館に給茶設備を設置するなど、コミュニティの場として充実が図れないか
4. 中有知地区に建設が予定されている地域防災交流センターの規模や設備についてお尋ねする

休憩	57
再開	57
川野民生部長答弁	57
森教育長答弁	57
平林総務部長答弁	58
再 並 信行議員	59
委員会付託（議第72号から議第87号まで）	60
休会期間の決定	60
散会の宣告	60
会議録署名議員	61

### 第 3 号 （12月24日）

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	64
説明のため出席した者	64
職務のため出席した事務局職員	64
開議の宣告	65
会議録署名議員の指名	65
議案の上程	65
委員長報告	
総務常任委員会委員長 武井牧男君	65
民生教育常任委員会委員長 岩原輝夫君	65
産業建設常任委員会委員長 児山廣茂君	66

委員長報告に対する質疑	67
討論	67
議案の採決	67
議案の上程	70
議案の説明	
市議第6号（7番 武井牧男君）	70
休憩	71
再開	71
質疑	71
委員会付託省略（市議第6号）	71
議案の採決	71
閉会の宣告	71
市長あいさつ	71
会議録署名議員	74
総務常任委員会審査報告書	75
民生教育常任委員会審査報告書	75
産業建設常任委員会審査報告書	76

美濃市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成21年12月8日に第9回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成21年12月1日

美濃市長 石川道政

付議事件名

- 1 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第5号）
- 1 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 1 平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 1 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 1 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）
- 1 平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 1 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 1 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）
- 1 平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 1 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 1 美濃市景観条例について
- 1 美濃市屋外広告物条例について
- 1 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 1 美濃市介護保険条例及び美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 1 人権擁護委員の推薦について

平成21年12月8日

平成21年第9回美濃市議会定例会会議録（第1号）



## 議 事 日 程 (第 1 号)

平成21年12月 8 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第72号 平成21年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 4 議第73号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 5 議第74号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議第75号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 議第76号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第77号 平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 9 議第78号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第10 議第79号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第11 議第80号 平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第12 議第81号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第82号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第83号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第84号 美濃市景観条例について
- 第16 議第85号 美濃市屋外広告物条例について
- 第17 議第86号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第18 議第87号 美濃市介護保険条例及び美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議第88号 人権擁護委員の推薦について

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第19までの各事件

---

### 出席議員 ( 1 5 名 )

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	石川道政君	副市長	加納和喜君
教育長	森和美君	総務部長	平林泉君
民生部長	川野純君	産業振興部長	宮西泰博君
建設部長	丸茂勝君	会計管理者兼 会計課長	瀬瀬壽君
教育次長兼 教育総務課長	藤田裕明君	総務部参事兼 総合政策課長	梅村健君
参事兼秘書課長	古田則行君	健康福祉課長	野倉敏男君
都市整備課長	宮木安喜君	上下水道課長	篠田克志君
美濃病院事務局長	西部繁雄君		

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野廣夫	議会事務局 次長	井上 司
議会事務局 書記	長屋充宏		

○議長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年第9回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

---

### 市長あいさつ

○議長（市原鶴枝君） 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年第9回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございました。

さて、本年6月から開催しております市政懇談会については、自治会や各地区ごとに現在までに17回行ってありますが、議員各位を初め多くの市民の皆様に参加をしていただくことができ、市政に対してのさまざまな御意見を伺うことができました。

貴重な皆様の御意見は、2011年からの美濃市が進めるべき方向を示す第5次総合計画にできる限り取り入れ、今後の美濃市のまちづくりに反映していきたいと存じます。

さて、民主党による政権交代が行われ、約3ヵ月が経過しました。国際的にはドバイショックによる円高、国内においても、国の施策については新年度予算編成を初め、まだまだ政権交代による混乱が続いている状況と思われまます。

昨年のリーマンショック以来、経済・雇用状況は非常に厳しく、それによる税収入の落ち込みはどの自治体においても深刻であり、万が一、事業仕分けのように地方交付税が見直しにより減額となれば、地方自治体の財政への影響ははかり知れないものがあります。また、民主党のマニフェストにあります子供手当等についても地方負担が云々されていますが、児童手当並みの地方負担になれば約3億円の財源が市には必要となります。

現在、市では新年度予算の編成時期であります。市税収入が減少する中で地方交付税の減少や地方負担の増加という事態となりますと、市の財政に深刻な影響が出てまいります。厳しい財政状況の中で、今後財政負担の増加など地方への影響が懸念される場合には、全国市長会等を通じて国に強く要望するなど行ってまいります。

さて、本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、補正予算が9件、条例の制定、改正が7件、人事案件が1件、合計17件でございます。

議案の内容につきましては後ほど御説明いたしますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りますようお願いいたします。開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

---

### 開会・開議の宣告

○議長（市原鶴枝君） ただいまから平成21年第9回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議

を開きます。

開会 午前10時03分

---

### 諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（市原鶴枝君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

---

### 所管事務調査結果の報告

○議長（市原鶴枝君） 次に、所管事務調査結果の報告を行います。

これについて、各常任委員会における調査結果の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 武井牧男君。

○総務常任委員会委員長（武井牧男君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会の行政視察について報告いたします。

去る10月7日水曜日、長野県茅野市を、10月26日月曜日から27日火曜日の2日間、東京都多摩市、山梨県富士吉田市を視察いたしました。

長野県茅野市では、パートナーシップのまちづくりについて視察を行いました。

茅野市は、地域福祉、生活環境、子供・家庭応援、国際化などのあらゆる分野で地域コミュニティの充実を軸としながら、市民と行政が協働するシステムを構築しています。パートナーシップを市民と行政のキャッチボールと定義し、垂直支援から水平協働へとシステムを変更してきました。取り組みの成果の一つとして「市民プラン」と名づけられた第4次総合計画が上げられます。これは、文字どおり市民による市民のためのプランで、こういった活動を通じ、まちづくりの責任も市民にあるという感覚が醸成されおります。決して行政だけに任せることのない強い意識を持った市民がまちづくりに参加しています。今後は、さらに地域へのネットワークの拡大を目指しているということでした。美濃市においても、住民自治を推進していく上で参考になりました。

東京都多摩市では、行政評価について視察を行いました。

行政評価を導入している自治体は年々確実に増加しています。多摩市では、平成16年度から3年間の試行期間を経て、毎年さまざまな試行錯誤を繰り返しながら取り組んでいます。特徴的なものとして、決算事業報告書の作成があります。多摩市基本条例の中で、市民の評価への参画を明記しており、それを実現するための手段の一つとして各種事業の評価を事業カルテとして明確にし、公表しています。一方、議会においてはチェック機能を果たすということから、決算審査の改革を始め、全国に先駆けて積極的に事務事業評価に着手しました。各党派ではなく、議会全体の意見を集約して、次年度の予算に反映できるような審査の体制づくりが今後の課題です。美濃市においては、行政評価は試行段階のため、先進事例として、また議会の取り組みについても参考になりました。

富士吉田市では、自主防災会について視察を行いました。

有事の際にきわめて大きな力になるのは日ごろの備えと地域の団結であり、自主防災会の活動は不可欠なものです。しかし、富士吉田市では、その組織の多くが有名無実化していました。そこで市は、自主防災会の再構築を提言し、また地域の中でも熱意のあるリーダーの出現により36%の自治会で再構築がなされました。その中で地域版防災マップの作成、災害時におけるきめ細かな連絡網の構築等、それぞれの地域に合った活動が行われています。コミュニティの希薄化が指摘される中、自分たちのまちは自分たちで守るという着実な発想を出発点とした行政と協働での取り組みは、美濃市においても参考になりました。

以上で報告を終わります。

なお、視察の資料につきましては事務局に取りまとめてありますので、御参照願います。

○議長（市原鶴枝君） 次に、民生教育常任委員会委員長 岩原輝夫君。

○民生教育常任委員会委員長（岩原輝夫君） おはようございます。

民生教育常任委員会の行政視察について報告をいたします。

去る10月21日水曜日から10月23日金曜日の3日間、山形県寒河江市、長井市、東根市を視察いたしました。

山形県寒河江市では、高齢者福祉サービスについて視察を行いました。

寒河江市では少子・高齢化、核家族化が進展する中、乳幼児からお年寄りまですべての市民が生涯にわたって生きがいを持ち、健康で安心して暮らせる地域社会の形成が求められており、そのため、ハートフルセンターを拠点に、保健、福祉、医療及び介護の一貫したサービスを提供し、生き生きと健康で安心して暮らせる地域社会の創造に努めています。地域支援事業の一つとして一般高齢者向けの各種介護予防教室を開催するとともに、生きがいある活動事業や身近な生活圏域で実施される触れ合いサロン事業を市内全域に拡大、充実させています。高齢者がいつまでも自分らしく住みなれた地域で暮らすため、地域包括支援センターの充実と努めるとともに、要援護高齢者の実態把握を継続して実施し、支援に結びつけていきたいということでした。美濃市においても、高齢者福祉サービスを実施するに当たり参考になると考えました。

山形県長井市では、レインボープランについて視察を行いました。

レインボープランの基調は地域循環システムです。各家庭の台所で生ごみを分別し、これを堆肥センターで堆肥にします。できた堆肥を市内の農地に還元し、市内の農地から生産された安全な農産物を再び市内の台所に還元するシステムです。堆肥センターでは、毎年、原料として生ごみが約1,000トン、畜ふん500トン、もみ殻約200トンが投入され、約400トンの堆肥が生産されております。市内の中心部約5,000世帯の市民に徹底した分別収集の協力がああり、生ごみに誤って混入する異物の量も極めて少ないとのことでした。このプランは、当初、ごみ処理を目的にスタートしたものではないとのことでしたが、地球温暖化、ダイオキシン問題などがクローズアップされる今日、生ごみを焼却せずにリサイクルできる一例として注目をされています。美濃市においても、ごみ処理事業の参考になると考えました。

山形県東根市では、子育て支援事業について視察を行いました。

東根市では、子育て環境の充実を図るため、第3次総合計画に子供を安心して産み育てられる環境づくりを掲げ、健診費用助成の拡大や休日保育の実施、医療費無料化の拡大、さらに子育て相談を携帯電話のメールを使って行う事業など、さまざまな施策を展開しています。そして、東根市の子育て支援の拠点として、さくらんぼタントクルセンターがあります。この施設は、屋内遊戯場やゼロ歳児保育や一時保育等を実施する保育所、総合健診室、子育て支援センター、休日診療所、会議室、500席を備えたホール等で構成される複合施設となっております。また、管理運営をNPO法人に委託しており、市民の自主性、創造性の伸長を期待しているとのこと。さくらんぼタントクルセンターは、複合施設の利点としての相乗効果がある反面、複合施設である欠点を市民に理解していただき、より専門性の高い要望や使い勝手のよい施設利用の要望にいかにかたえるべきか難しい状況であるが、単なる箱物ではない施設としていきたいとのことでした。美濃市においても子育て支援事業は重要な課題であり、先進地として参考になると考えました。

以上で、報告を終わります。

なお、視察の資料につきましては事務局にまとめてありますので、御参照願います。

○議長（市原鶴枝君） 次に、産業建設常任委員会委員長 児山廣茂君。

○産業建設常任委員会委員長（児山廣茂君） おはようございます。

産業建設常任委員会の行政視察について報告いたします。

去る10月28日水曜日から10月30日金曜日の3日間、宮城県多賀城市、塩竈市、利府町を視察いたしました。

宮城県多賀城市では、耐震改修促進計画について視察をいたしました。

多賀城市は、耐震改修促進計画を定め、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、生活の安全・安心を確保するため、建築物の耐震化の重要性を市民に周知・啓発しながら、市内の公共建築物及び民間建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に推進する取り組みが行われています。美濃市においても、地震を初めとする防災対策は喫緊の課題であり、建築物の耐震化の促進を図り、関係機関、関係団体と連携した取り組みは参考になりました。

宮城県塩竈市では、まちづくり資金助成制度について視察を行いました。

塩竈市は、まちづくり資金助成制度を設置し、すぐれた景観の形成に寄与する行為をしようとする者に対し必要な助成措置を行っています。

北浜沢乙線景観整備事業では、重要なアクセス道路であるとともに、塩竈の歴史・観光軸として、また中心市街地の再開発や活性化に結びつく路線として、すぐれた付加価値を付与すべく、市民参加を得ながら街路修景、沿線景観等について「道そのものが博物館」というコンセプトを策定して事業を推進しています。美濃市においても、今後、修景整備の完了した伝建地区以外の修景整備を推進する上で参考になりました。

宮城県宮城郡利府町では、株式会社まちづくり利府について視察を行いました。

利府町は、株式会社まちづくり利府を設立し、利府駅周辺地区を中心とする市街地の有する可能性と活力の向上を図るとともに、利府町の総合的な地域活力の向上を目的とし、人、

資源、資金、情報を活用し、マネジメント手法により、行政、各種団体、企業、町民とのパートナーシップをもって各種事業の実施を行っています。事例として、にぎわいのある駅前づくりを目指し、JR利府駅前に開業した集合型飲食店舗「りふレ横丁」について説明を受けた後、現地の視察を行いました。美濃市においても、駅前をどう活性化するかという課題がありますが、行政、各種団体、企業、町民が一体となり会社を立ち上げての取り組みは参考になりました。

以上で、報告を終わります。

なお、視察の資料につきましては事務局にまとめてありますので、御参照願います。

---

○議長（市原鶴枝君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（市原鶴枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 武井牧男君、9番 鈴木隆君の両君を指名いたします。

---

### 第2 会期の決定

○議長（市原鶴枝君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から12月25日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から12月25日までの18日間と決定いたしました。

---

### 第3 議第72号から第18 議第87号まで（提案説明）

○議長（市原鶴枝君） 日程第3、議第72号から日程第18、議第87号までの16案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第72号について、総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） おはようございます。

それでは、議第72号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番、補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,697万5,000円を追加して、補正後の予算総額を87億3,568万3,000円にするものでございます。

補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は債務負担行為の補正で、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。  
7ページをお開きください。

債務負担行為補正につきましては、スクールバス運行管理業務委託及び学校給食調理等業務委託を追加するもので、その期間及び限度額を定めております。

次に、補正の内容につきまして御説明をいたしますので、8ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 議会費は558万3,000円を減額して、補正後の額を1億2,960万5,000円にするものでございます。これは人件費の減額で、財源は一般財源を減額いたします。

第2款 総務費は1,012万5,000円を追加して、補正後の額を13億2,235万1,000円にするものでございます。これは人件費及び緊急経済対策事業費の確定による減額と、退職手当組合負担金、地区集会施設整備事業、分庁舎施設管理経費などの増額でございます。財源は、国県支出金240万1,000円を減額し、一般財源1,252万6,000円を増額いたします。

第3款 民生費は8,143万9,000円を追加して、補正後の額を22億3,644万5,000円にするものでございます。これは保育所運営費、福祉医療助成事業、地域子育て創生事業、介護給付事業、生活保護経費などの増額でございます。財源は、国県支出金4,521万7,000円、負担金等その他財源547万2,000円、一般財源3,075万円をそれぞれ増額いたします。

第4款 衛生費は2,747万8,000円を追加して、補正後の額を8億4,702万円にするものでございます。これは人件費及び、緊急経済対策事業費の確定による減額と、新型インフルエンザワクチン接種助成事業、衛生センター処理機修繕費、病院事業会計補助金などの増額でございます。財源は、国県支出金730万1,000円、一般財源2,017万7,000円をそれぞれ増額いたします。

第6款 農林水産業費は189万円を追加して、補正後の額を3億1,656万2,000円にするものでございます。これは人件費、用水路修繕事業、有害鳥獣奨励事業などの増額でございます。財源は、国県支出金7万円、分担金その他財源13万円、一般財源169万円をそれぞれ増額いたします。

第7款 商工費は48万6,000円を追加して、補正後の額を2億5,675万8,000円にするものでございます。これは人件費の減額と緊急経済対策事業による電動自転車購入費用の増額でございます。財源は、国県支出金52万8,000円を増額し、一般財源を4万2,000円減額いたします。

第8款 土木費は2,615万8,000円を追加して、補正後の額を10億5,319万円にするものでございます。これは人件費、緊急経済対策事業による交通安全施設整備、下水道特別会計繰出金、住宅修繕事業などの増額でございます。財源は、国県支出金1,101万7,000円、一般財源1,514万1,000円をそれぞれ増額いたします。

第9款 消防費は273万3,000円を追加して、補正後の額を4億2,154万1,000円にするものでございます。これは人件費の減額と、Jアラート整備事業による増額であり、財源は、国



県支出金328万5,000円増額し、一般財源55万2,000円を減額いたします。

第10款 教育費は756万円減額して、補正後の額を9億9,114万6,000円にするものでございます。これは人件費及び緊急経済対策事業費の確定による減額と、美濃インター前土地区画整理発掘調査受託事業、学校給食賄い経費、給食センター施設管理経費などの増額でございます。財源は、国県支出金1,072万8,000円、一般財源269万4,000円をそれぞれ減額し、受託事業収入及び給食事業収入のその他財源586万2,000円を増額いたします。

第12款 公債費は1,019万1,000円を減額して、補正後の額を11億4,440万5,000円にするものでございます。これは市債の繰り上げ償還利子の減額で、財源は一般財源を減額いたします。

以上、今回の補正総額は1億2,697万5,000円で、その財源内訳は国県支出金5,428万9,000円、その他財源1,146万4,000円、一般財源6,122万2,000円でございます。

10ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、議第72号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 次に、議第73号、議第77号、議第78号、議第87号の4案件について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、議第73号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番の補正予算書50ページをお開きください。

今回の補正は、主に歳入では所得の減少に伴う保険税の減額及び医療費の増加に伴う国県支出金、療養給付費交付金、繰入金等の増額、歳出では医療費の増加に伴う保険給付費の増額、介護納付金の減額等の予算措置をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,353万5,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ24億8,072万2,000円とするものでございます。

54ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

1款 総務費は人件費13万8,000円を減額するもので、財源は一般会計繰入金でございます。

2款 保険給付費は1億3,605万9,000円を増額するもので、これは医療費の増加に伴い、療養諸費及び高額療養費を増額するものでございます。財源内訳は、保険税を1,490万2,000円減額し、国県支出金を5,752万7,000円、交付金を1,529万2,000円、その他は財政調整基金繰入金7,165万7,000円と繰越金648万5,000円の合わせて7,814万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

3款 後期高齢者支援金等は財源の組み替えです。

6款 介護納付金は1,786万2,000円減額するもので、今年度分が確定したことによるものでございます。財源内訳は、保険税を348万8,000円、国県支出金を857万3,000円、その他は財政調整基金繰入金580万1,000円をそれぞれ減額するものでございます。

11款 諸支出金は547万6,000円を増額するもので、主に昨年の療養給付費等負担金の精算に伴う返還金でございます。財源内訳は全額その他の繰越金でございます。

55ページ以降の説明は省略いたしまして、議第73号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第77号 平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の88ページをお開きください。

今回の補正は、介護保険事業事務経費と保険給付費の補正をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ14万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億6,478万8,000円とするものでございます。

91ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

1款 総務費に14万1,000円を増額し、補正後の額を3,982万5,000円とするものであります。これは職員の人件費等の減額と、アルバイト職員の賃金を増額するものであります。財源は、その他財源で一般会計からの繰入金と介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金でございます。

2款 保険給付費は補正額はありませんが、施設介護サービス等給付費を173万9,000円減額し、高額介護サービス費を同額増額することによるものでございます。財源は、国県負担金、一般会計繰入金の公費負担分と繰越金、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金を財源調整しまして、結果としまして、国庫支出金を1,000円増額、その他財源で一般会計繰入金を1,000円減額するものでございます。

92ページ以降の説明は省略させていただきます、議第77号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第78号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の98ページをお開きください。

今回の補正は、保険料徴収経費及び保険料還付金の増額をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ93万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,049万6,000円とするものでございます。

100ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

1款 総務費は83万1,000円を増額し、補正後の額を411万4,000円とするものでございます。これは保険料徴収経費に後期高齢者医療に係る電算処理システム保守料を増額するもので、財源は全額その他で、広域連合からの保健事業費負担金過年度返還金でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金は財源の組み替えでございます。

5款 諸支出金は被保険者保険料還付金で10万円を増額し、補正後の額を30万円とするものがございます。財源はその他財源で、繰越金と保険料等負担金過年度返還金でございます。

101ページ以降の説明は省略させていただきます、議第78号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第87号 美濃市介護保険条例及び美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1の議案集の26ページと、赤スタンプ3の議案説明資料の12、13ページをお開きください。

さきの第171回通常国会におきまして、議員提案による社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が可決成立し、本年5月1日付で公布されました。本法律の対象となるのは、厚生年金保険料、健康保険料や船員保険料などでございますが、この改正を受け、厚生労働省から、介護保険料、後期高齢者医療保険料についても、社会保険料として改正法の趣旨を踏まえ同様の取り扱いを行うよう通知があり、今回、必要な条例改正を行うものがございます。

第1条は美濃市介護保険条例に係るもので、同条例第9条第1項を改正し、第2条は美濃市後期高齢者医療に関する条例に係るもので、同条例第6条第1項を改正するものがございます。

改正内容は、いずれも保険料に係る延滞金の軽減期間を「当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%」とありますのを「3月を経過する日まで」に改めるものがございます。

施行日につきましては、附則で平成22年1月1日からと改正法の施行日と同日としております。

以上で議第87号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 次に、議第74号、議第75号、議第76号、議第80号、議第84号、議第85号、議第86号の7案件について、建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） それでは、議第74号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

赤スタンプ2の補正予算書64ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、簡易水道施設の修繕、公債費繰り上げ償還に伴う元金及び利子並びに職員給与などの調整を行うものがございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万3,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を1億2,761万3,000円とするものがございます。

それでは、66ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 簡易水道費は203万3,000円を増額し、補正後の額を5,041万2,000円とする

ものであり、その内容は簡易水道施設の修繕費と職員給与費の調整等を行うものでございます。補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金及び前年度繰越金でございます。

第2款 公債費は190万円を減額し、補正後の額を7,670万1,000円とするものであり、前年度繰り上げ償還に伴う公債償還元金112万9,000円の増額と、公債償還利子302万9,000円の減額を行うものでございます。補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金190万円の減額でございます。

なお、67ページ以降の説明は省略させていただきます、以上で議第74号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第75号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書の72ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、繰り上げ償還に伴う公債償還元金及び利子並びに職員給与費などの調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を2億4,956万8,000円とするものでございます。

それでは、74ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は212万7,000円を増額し、補正後の額を1億967万5,000円とするものであり、その内容は、消費税中間納付による62万5,000円の増額と減債基金積立金4万1,000円の増額並びに職員給与費の調整などを行うものでございます。補正額の財源内訳は、特定基盤整備交付金の県支出金が4万1,000円の増額、一般会計からの繰入金199万8,000円の増額、前年度繰越金8万8,000円の増額でございます。

第2款 公債費は277万4,000円を減額し、補正後の額を1億3,989万3,000円とするものであり、その内容は、前年度繰り上げ償還に伴う公債償還元金120万4,000円の増額と公債償還利子397万8,000円の減額を行うものでございます。補正額の財源内訳は一般会計からの繰入金277万4,000円の減額でございます。

なお、74ページ以降の説明は省略させていただきます、以上で議第75号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第76号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

補正予算書の80ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、前年度事業確定に伴う消費税及び特定基盤整備交付金減額に伴う減債基金積立金、下水道施設の修繕並びに職員給与費等の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9億6,571万7,000円とするものでございます。また、補正の款項の区分及び区分

ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、82ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は906万4,000円を増額し、補正後の額を6,628万7,000円とするものであり、その内容は、消費税1,337万9,000円の増額と、減債基金積立金119万円の減額並びに職員給与費などの調整を行うものでございます。補正額の財源内訳は、特定基盤整備交付金の県支出金が118万7,000円の減額と、一般会計繰入金を330万円減額し、使用料及び繰越金1,355万1,000円を増額するものでございます。

第2款 下水道事業費は22万5,000円を増額し、補正後の額を2億6,810万6,000円とするものであり、その内容は、下水道施設維持管理委託料の増額及び公共ます設置委託料の減額を行うものでございます。補正額の財源内訳につきましては、一般会計繰入金220万円の増額と分担金及び負担金197万5,000円の減額でございます。

第3款 公債費は1万4,000円を増額し、補正後の額を6億3,132万4,000円とするものであり、その内容は、公債償還元金の増額でございます。補正後の財源内訳は、一般会計繰入金1,141万8,000円の増額と、下水道使用料及び分担金及び負担金1,140万4,000円の減額を行うものでございます。

なお、83ページ以降の説明は省略させていただきます、以上で議第76号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第80号 平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書116ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、企業債繰り上げ償還に伴う償還元金と職員給与費などの調整でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおりに補正をするものでございます。

支出の第1款 水道事業費用の既決予定額から1,013万2,000円を減額して、補正後の額を2億8,206万2,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,272万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額206万9,000円、減債積立金1億2,847万円及び過年度分損益勘定留保資金2,219万円で補てんするものとする）」に改め、資本的支出の予定額を次のとおりとするものでございます。

支出の第1款 資本的支出の既決予定額に164万1,000円を増額して、補正後の額を1億7,457万4,000円とするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の額について、職員給与費の既決予定額から1,013万2,000円を減額して、補正後の額を3,107万7,000円に改めるものでござい

す。

118ページ以降の説明は省略させていただきます、議第80号の説明を終わります。

次に、議第84号 美濃市景観条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集4ページをお開きください。また、赤スタンプ3の議案説明資料の8ページを御参照願います。

私たちのまち美濃市は、古城山、瓢ヶ岳などの山々に囲まれて、長良川、板取川を初め多くの河川が流れています。恵まれた緑と豊かで清らかな水の自然を背景にして、日々の暮らしの中で固有の歴史と文化をはぐくんできました。古くは古事記の伝承の地として、城下町として町割りがされました。うだつの上がる町並みが今まで継承されてきました。また、美濃和紙、花みこし、ひんこ祭り、流し仁輪加など、人々の生活の中でさまざまな伝統・文化が培われてきました。

このようにして自然、歴史、文化が融合し、山、川、里山、田といったところで美濃市特有の景観が創造されました。これらを市民の共有財産として、ともに力を合わせて守り、育て、つくり上げるとともに、次世代に残していくこと、市民一人ひとりにとって愛着と誇りのあるものとすることを決意し、この条例を制定したいと考えております。

第1条から第10条までにつきましては、良好な景観形成のための目的や、基本理念、市民、事業者の責務及び市の責務について規定してございます。

第11条から第15条までは、景観計画の策定に係る事項及び景観計画重点区域並びに景観計画誘導区域に関する事項を規定しております。また、地区住民の申し出によるまちづくり会議の設置及び計画などに関する事項を規定しております。

第16条から第21条までは景観づくりのための諸制度に関する事項で、周辺景観に大きな影響を与える行為の届け出と、届け出のあった行為の制限に適合しない場合は、勧告、公表に関する事項を規定しております。

第22条から第28条までは、地域の景観で重要な建物や樹木の指定について、その手続や管理の方法、管理に関する命令・勧告、指定の解除などについて規定しております。

第29条では、条例の施行に関し必要な事項を規則に定めることを規定しております。

なお、附則ではこの条例の施行期日を定めております。

以上で、議第84号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第85号 美濃市屋外広告物条例について御説明申し上げます。

議案集の12ページをお開きください。また、議案説明資料の9ページを御参照ください。

平成10年に岐阜県より屋外広告物規制に関する事務移譲が行われました。それにより、現在、市内の屋外広告物は岐阜県の屋外広告物条例に従って事務事業を行っています。平成16年に屋外広告物法が改正され、景観行政団体である市町村に規制に関する条例の制定、改廃に関する事務の全部、または一部を移譲することができるようになりました。

美濃市では、平成17年6月に県の同意を得て景観行政団体となり、地域の特性に応じた景観行政を推進することにいたしました。そのため、県条例との違いについては、屋外広告物

法の目的である良好な景観を形成し、美濃市の実情に即した取り組みを行うこととさせていただきます。県条例から市条例の円滑な運用を図るためにこの条例を制定するものとさせていただきます。

1条から2条は、条例の目的及び広告物のあり方について明記しております。

第3条及び第5条は、禁止広告物及び禁止物についての規定でございます。

第4条、第6条及び24条では、規制区域などについて規定してございます。

第7条では、禁止区域、許可地域及び禁止物件についての適用除外となるものについて規定してございます。

第8条から第14条及び第22条から第24条では、許可などの制度についての規定でございます。許可の基準、期間、変更及び許可の表示、取り消し、管理者などの変更に伴う届け出が明記してございます。

第15条から第21条及び25条では、違法広告物に対する措置及び売却などの手続について規定してございます。

第26条から第33条では、諮問機関や手数料の納付及び違反に対する罰則などの規定でございます。

なお、附則では、この条例の施行期日及び経過措置を定めております。

以上で議第85号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第86号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集25ページをお開きください。また、議案説明資料の10、11ページを御参照ください。美濃市屋外広告物条例を制定することに伴い、美濃市手数料徴収条例別表（第2条関係）4の部中「岐阜県屋外広告物条例」を「美濃市屋外広告物条例」に改めるものとさせていただきます。

なお、附則では、この条例の施行期日を定めております。

以上で議第86号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） これより10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時12分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議第79号について、美濃病院事務局長 西部繁雄君。

○美濃病院事務局長（西部繁雄君）

それでは、議第79号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ2、平成21年度美濃市補正予算書の104ページをお開きください。

今回の補正の内容でございますが、病院事業収益における他会計補助金の増額、病院事業費用では、新型インフルエンザワクチン等の購入費の増額や職員の異動等に伴う人件費の減

額の補正をお願いするものでございます。

第1条でございますが、第1条は総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額の補正をお願いするものでございます。

収入の第1款 病院事業収益の既決予定額に437万5,000円を追加し、22億1,885万2,000円とするものでございます。この内容は、第2項 医業外収益で岐阜縣市町村職員共済組合に支払います追加費用の額を一般会計から補助金として交付を受けておりまして、この追加費用の額が確定したことによりまして増額をお願いするものでございます。

支出の第1款 病院事業費用の既決予定額から2,387万9,000円を減額し、23億2,194万円とするものでございます。この内容は、第1項 医業費用のうち職員の異動等に伴い人件費を3,987万9,000円減額する一方、新型インフルエンザワクチンの購入費及び診療材料に不足が生じることから材料費を1,600万円増額するものでございます。

105ページをごらんください。

第3条は、予算第6条におきまして定めております経費の流用の限度額について、今回の補正に伴い異動が生じますので職員給与費の既決予定額から3,987万9,000円を減額し、10億9,988万円とするものでございます。

106ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第79号の説明といたします。審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 次に、議第81号、議第82号、議第83号の3案件について、参事兼秘書課長 古田則行君。

○参事兼秘書課長（古田則行君） それでは、議第81号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の1ページをお開きください。また、赤スタンプ3、条例の改正等の概要の1ページ、2ページを御参照ください。

今回の改正は、船員保険法が一部改正され、船員保険制度の一部が労働者災害補償保険制度に統合されることに伴う条文整備等所要の改正を行うものでございます。

第16条は、補償に関し必要な事項については地方公務員災害補償法の規定の例によるものとする中で、そのうちの除外事項も定めておりますが、その除外事項のうち法第46条の2に規定する船員の特例に関する事項を除くものでございます。

附則第1項は、施行日を平成22年1月1日からとしております。

第2項は、この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害についての経過措置を定めております。

以上で議第81号についての説明を終わります。

続きまして、議第82号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の2ページをお開きください。また、赤スタンプ3の条例の改正等



の概要の3ページから5ページを御参照ください。

今回の改正は、平成21年8月11日付の人事院勧告に準拠し、民間の給与支給の状況を反映するとともに、公務員給与と民間給与との格差の是正を目的として同様な措置を講ずる必要の改正を行うものでございます。

第17条につきましては、職員及び再任用職員に対する期末手当の額を定めております。同条第2項は、6月支給分の期末手当の額を「100分の140」から「100分の125」に減額するものでございます。

また、特定管理職員につきましては、6月支給分を「100分の120」から「100分の105」に、12月支給分につきましては、「100分の125」から「100分の130」にするものでございます。

同条第3項は、再任用職員の6月支給分を「100分の65」、12月支給分を「100分の85」、特定管理職員の6月支給分を「100分の55」、12月支給分を「100分の75」とするものであります。

第18条は、勤勉手当の規定でございますが、同条第2項第1号中は、特定管理職員の勤勉手当を「100分の95」から「100分の90」にするものでございます。同項第2号は、再任用職員に対する加算額の改正でございます。

附則では、施行日を平成22年4月1日と定めております。

以上で議第82号についての説明を終わります。

続きまして、議第83号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の3ページをお開きください。また、赤スタンプ3条例の改正等の概要の6ページ、7ページを御参照ください。

今回の改正は、学校教育法の一部改正により学校の種類等の規定が改正されたことに伴い、条文の整備をするものでございます。

第4条は、自己啓発等休業の承認をすることのできる大学等教育施設を規定しておりますが、大学等の根拠条項等をそれぞれ変更するものでございます。

附則では、施行日を公布の日からと定めております。

以上で議第83号についての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 以上で16案件の説明は終わりました。

---

#### 第19 議第88号（提案説明・質疑・採決）

○議長（市原鶴枝君） 次に、日程第19、議第88号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第88号について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第88号 人権擁護委員の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の27ページをごらんください。

国民に保障されております基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために人権擁護委員制度が設けられており、本市には法務大臣から委嘱された6名の委員がお見えでございます。

このうち平成22年3月31日をもって任期が満了となります西部晋司さんの後任について、岐阜地方法務局長から委員の推薦依頼がございましたので、引き続き委員の西部晋司さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を承るものでございます。

西部晋司さんは、住所が美濃市2262番地、年齢は昭和14年9月23日生まれの70歳で、人権擁護委員として平成13年4月1日に就任されてから、現在3期目をお務めいただいております。広く社会の実情に精通され、地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考え、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいと存じますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして提案説明とさせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決をいたします。

議第88号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第88号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから12月15日までの7日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議はないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から12月15日までの7日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については12月14日の正午までに事務局へ御提出ください。

---

## 散会の宣告

○議長（市原鶴枝君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月16日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午前11時27分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年12月8日

美濃市議会議長                      市   原   鶴   枝

署 名 議 員                      武   井   牧   男

署 名 議 員                      鈴   木                      隆

平成21年12月16日

平成21年第9回美濃市議会定例会会議録（第2号）

## 議 事 日 程 (第 2 号)

平成21年12月16日 (水曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第72号 平成21年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 3 議第73号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 議第74号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議第75号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議第76号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議第77号 平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第78号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議第79号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第10 議第80号 平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第11 議第81号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第82号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第83号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第84号 美濃市景観条例について
- 第15 議第85号 美濃市屋外広告物条例について
- 第16 議第86号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第17 議第87号 美濃市介護保険条例及び美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 市政に対する一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第18までの各事件

---

### 出席議員 ( 1 5 名 )

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	石川道政君	副市長	加納和喜君
教育長	森和美君	総務部長	平林泉君
民生部長	川野純君	産業振興部長	宮西泰博君
建設部長	丸茂勝君	会計管理者兼会計課長	瀬瀬壽君
教育次長兼教育総務課長	藤田裕明君	総務部参事兼総合政策課長	梅村健君
参事兼秘書課長	古田則行君	総務課長	西部真宏君
税務課長	瀬瀬恒雄君	市民生活課長	河村晃君
高齢福祉課長	太田己代治君	健康福祉課長	野倉敏男君
都市整備課長	宮木安喜君	教育委員会人づくり文化課長	佐藤祥一君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平野廣夫	議会事務局次長	井上司
議会事務局書記	長屋充宏		

## 開議の宣告

○議長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（市原鶴枝君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（市原鶴枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 岩原輝夫君、11番 平田雄三君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第72号から第17 議第87号までと第18 市政に対する一般質問

○議長（市原鶴枝君） 日程第2、議第72号から日程第17、議第87号までの16案件を一括して議題といたします。

日程第18、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、4番 森福子君。

○4番（森 福子君） おはようございます。私は発言通告に従いまして、1点目、平成22年度予算編成について二つ、2点目、第4次総合計画にある火葬場の新施設整備について三つ伺います。

初めに、1点目の予算編成についてですが、国においては、政権交代をした新しい政府による来年度の予算編成が始まっています。円高、デフレ克服に向け、最大限に対応する来年度の予算は、過去最大の95兆円に膨らんだ概算要求の絞り込みなど、無駄洗い出しの切り札と位置づけた行政刷新会議の事業仕分けを初め、国民の生活が第一を掲げたマニフェストの政策見直しなど、混迷を深めています。

とりわけ、国民の注目の中で行われた事業仕分けは、限られた時間の中で天下り問題、縦割り行政、埋蔵金とした特別会計や基金など、多様な考えで物事を決めていくとされ、これまでの査定官庁と要求官庁の間だけで中身を決めていく予算編成と違って、国民にとってオープンになりました。私は、新しい試みとして、事業等の必要性の是非という説明責任を果たしたところが大きな意味があったと思っておりますが、経済効率を重点にするばかりで効果が見えにくく、必ずしも数値化できない事業、例えば大きな国家戦力につながる長期事業選択を初め、科学技術振興機構による先端技術開発や大学研究費など、成果とともに新たな課題も出てきました。

事業仕分けの結果、447事業のうち72事業1兆6,000億規模が廃止となり、下水道事業を初めまちづくり交付金5事業1,698億など、本市の来年度予算への事業仕分けの影響が心配されます。さらに平成21年度は、アメリカのサブプライムローンから発生した世界的な経済金



融危機により景気が大きく後退した年で、本市の商工業、経済界においても、業績の維持には大変御苦労されている方々も多いのではと推察いたしております。平成20年度決算報告による一般会計の歳入は88億569万で、そのうち自主財源の市税は33億8,995万になり、構成比率は39%で、前年度と比較すると0.9ポイント下回っております。来年度の予算編成に当たり、税収がどのくらいの額になるのか、特に法人税について大変気がかりであります。

そこで、予算編成に見込まれる市税収入の中で、特に市民税個人分、市民税法人分を概算でどの程度見込まれているのか、お尋ねをいたします。

次に二つ目ですが、平成20年度決算によると、本市における県支出金は約4億3,000万になっておりますが、先般、知事は来年度について、300億の削減をせざるを得ない。150億については、県の事業や県関係団体補助金などの削減で対応し、残りの150億については、市町村に御理解をいただいて御協力をお願いしたいと発言され、特に民生費関係について市民の皆さんは大変心配されております。私はこの問題について、以前に全員協議会で市長に質問した経緯がありますが、県においては、平成21年度から4年間は緊急財政再建期間として、知事を本部長とする行財政改革推進本部を設置されました。事業の見直しの視点と方向性に、赤字団体転落回復と県民のニーズに応えた政策展開とされ、県が実施しなければならない事業であるかを見直し、市町村や民間において実施することが適当と考えられる事業について県の関与を廃止、または必要最小限度にとどめるとされました。また、財政不足解消として、県単独の市町村補助金は、1. 市町村の財政力に応じて補助率を補正する、2. 市町村の使い勝手のよい制度とするため類似分野の補助金を統合することとし、削減の見直し対象を平成21年度の予算額で693事業、1,918億と示され、県行財政改革懇談会に提出されました。その懇談会において、委員の市長会会長の高山市長、町村会会長の八百津町長から、一番力を入れないといけない分野の医療費補助金について、県負担を2分の1から3分の1に減らすもので、その分の負担を市町村に求めるものであり、直接住民の方に対峙する市町村としては、住民の方に県からの補助金が減ったから同じように減らしますとは言えないなど、意見が出されました。県は市町村に対する補助金は110億で、60億から70億の補助金を出している乳幼児医療の部分を見直さないと、全体として県の歳出を抑えることができないとし、極めて厳しい事業見直しになっております。

そこで、こうした状況下で本市の来年度予算編成作業をされるに当たり、県行財政改革推進本部の事業見直し分科会の乳幼児医療の論点に対して、市の見通しはどのようになっているか、市長にお考えをお尋ねいたします。

次に2点目の、第4次総合計画にある火葬場の新施設整備についてですが、本市の火葬場は昭和45年5月に建設され本年で約40年になり、古い施設のため老朽化が著しく、修繕が必要な状況になっています。大規模な修繕、整備、改修工事こそありませんが、これまで主なものに、一つの炉に約300万円ほど費用がかかる10年に1度の炉の耐火レンガ積みかえ工事があります。そのほかにも、棺おけの大型化により、一般的な炉から1炉のみ大型炉への整備を初め、待合室や屋根の改修工事や、火葬場内外壁の塗装修繕や駐車場の舗装整備など、

さまざまな工事があります。火葬場執行状況についても、平成15年度は242件、平成16年度は270件、平成20年度は253件と、年度により違いはあるものの、今後ますます高齢化が進む本市にとって、火葬場の必要度が増加するものと推察するところであります。

本市の2000年から2010年までの第4次総合計画には、火葬場について、周辺環境に十分配慮した新施設の整備を図る必要があるとされ、特に2006年から2010年までの後期基本計画では、火葬場の建設に向けた調査と、火葬場建設が主な施策として上げられています。平成19年度には、基本計画に基づいた火葬場の現況調査及び改修計画を作成され、平成21年度に火葬場基本計画に基づいた測量業務が行われたと伺っております。

そこで、計画の概要はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

次に二つ目ですが、火葬場の現況調査には、周辺環境についての調査も含まれると伺っておりますが、どのような結果になったのでしょうか。現在、都市計画位置変更決定の手續に向けて近隣の4ヵ所自治会で説明会を開催されていると伺っておりますが、周辺環境の調査結果について報告をされているのでしょうか。そこで、環境に対する影響をどのように見ているのか、お尋ねをいたします。

次に三つ目ですが、火葬場は国の補助金は一切なく、個々の自治体がそれぞれの計画に合った市債と、一般財源予算で自主的に建設する施設となります。ちなみに、関市の若草斎苑の建設費は約45億で、武芸川の岐北斎苑は約7億と建設費も高く、規模の大きな施設であります。本市の第4次総合計画も来年度で終了することとなり、平成23年度から第5次総合計画が始まる中、これまで第4次総合計画の事業中、先送りされていた事業について計画を執行する判断や見通しは来年度になるかと思えます。厳しい財政状況ではありますが、市民の皆さんの要望も幾つか聞いておりますので、早い時期に積極的な整備をお願いしたいと思えます。

そこで、建設費はどのように見込まれているのか、また今後の計画の見通しはどのようになるのか、以上、1点目と2点目について、市長にお尋ねいたします。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

森議員の御質問の1点目の一つ目、市税収入の中で、特に市民税個人分、市民税法人分を概算でどの程度見込まれていますかについてお答えしたいと思います。

国内の経済情勢については、厚生労働省が発表した一般経済概要では、当面雇用状況は失業率が高水準にあり、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響等々、景気を下押しするリスクが存在するとしております。昨年後半からの景気後退に伴って、個人においては企業のリストラによる失業、景気悪化による給料、ボーナスなどの減少、あるいは個人事業者等における受注の減少など、経済、雇用面において非常に厳しい状況にありますので、これにより、平成22年度の課税対象となる平成21年度の所得は、個人及び法人ともに大きく減少するものと予想されます。今年度の税収決算見込み額としては、個人市民税は前年度対比2%減の10億4,000万円程度、法人市民税は前年度対比60%減、金

額にして2億5,000万円減の1億6,500万円程度と見込んでおります。なお、平成22年度については、現在予算編成中であり金額的に確定しておりませんが、平成21年度決算見込み額よりさらに落ち込む見込みと予想しているところであります。

次に、御質問の二つ目、県の行財政改革推進本部の事業見直し分科会の論点について、市の見通しはどのようになっているかについてお答えをいたします。

県は、中・長期的な財政展望を行った結果、来年度以降約300億円を超える財源不足が見込まれると試算し、財政再生団体の転落回避のため、補助金を初めとする事務事業の見直しなどの歳出対策を実施しなければならないとしているものであります。県の行財政改革推進本部の事業見直し分科会案につきましては、県のホームページにも公表されておりますが、財政再建に対する取り組みは理解できるものの、改革案どおりに市町村補助金が廃止や削減されることになると、本市のみならず他の市町村におきましても、同様に新年度予算にも大きな打撃を受けることになり、大変懸念しているところであります。この場合の美濃市への影響額を平成21年度当初予算ベースで試算をいたしますと、主なものだけで総額約7,100万円程度となり、そのうち約3,200万円ほどが福祉・医療に関するものであります。市町村補助金の削減問題につきましては、本年9月ごろ、県市長会におきまして県の事業見直しの方向性案として示されました。その後、県市長会や副市長会におきまして議論を重ね、これまでも再三にわたり県とも交渉を重ねているところでございます。中でも、特に市町村財政への影響が甚大である福祉・医療につきましては、県民の健康の保持と福祉の増進を図るもので、この事業の存在意義はナショナルミニマム、要するに平均的に全国一律の福祉を受ける、こういった恩恵を受けるという意味ではありますが、今後ますます重要性を増すものであるとの観点から、到底容認できるものではなく、現行制度を堅持されるように強く要望しているところであります。こうした中、先月、知事は市町村や関係者との議論もまだまだ必要という判断から、行財政改革アクションプラン案の公表を先送りすると報道発表されてきました。引き続き再検討いただくよう私たちも要望してまいりたいと思っているところであります。御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、一般質問の2点目、第4次総合計画における火葬場の新施設整備についてお答えをいたします。

御質問の一つ目、計画の概要はどのようになっているのかでございしますが、平成19年度に策定した火葬場改築基本計画では、現在の場所に隣接する市有地を650平方メートルほど造成拡張し、既存施設を運営しつつその横に建設し、新施設完成後、既存施設の解体をするという計画であります。新施設については、火葬炉3基、汚物炉1基、玄関ホール、炉前のホール、それから事務室、霊安室、便所などを有し、駐車スペースも現行より広くする計画であります。人生終えんの場にふさわしい施設、周辺地域と調和した施設、人に優しい施設、環境に優しい施設にしていきたいと思います。

御質問の二つ目、環境に対する影響をどのように見ているかについてでございますが、基本計画作成に当たり、大気汚染物質の環境影響予測評価を実施いたしました。火葬場施設に

については、法的には排出基準は特に定めがないことから、大気の汚染関連につきましては、浮遊の粒子状物質、二酸化硫黄、あるいは二酸化窒素、ダイオキシン類の4項目について予測、評価をいたしました。すべての項目において環境保全目標値以内にあり、特に周辺環境に支障はないものと評価をしました。また、振動、騒音、悪臭等についても同様な方法で予測評価しましたが、特に環境に支障ないものと評価しております。近隣自治会には、詳細な調査結果については説明していませんが、現在の施設に比べ環境評価は格段によくなることは申し上げているところであります。

次に、御質問三つ目の今後の整備見通しはどのようなかについてであります。現在、今年度中の都市計画位置変更に向け、近隣自治会への説明会を行っております。その後、造成、炉メーカーの選定、それから実施計画、施工、既存施設解体という順序になります。基本計画では、総工費を約4億5,000万円としております。御承知のように、来年度以降の地方財政は厳しさと不透明さが同居しておりまして、現時点で適切な財政見通しを行うことが不可能な状況となっております。火葬場の建設については、市民の皆様から多くの要望がありますことは承知しておりますが、財源確保の見通しを立てた上で実施時期を決定させていただきたいと考えているところでございます。御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、答弁いたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 4番 森福子君。

○4番（森 福子君） 御答弁ありがとうございました。

1点目、2点目、了解いたしますが、意見と要望を述べさせていただきます。

1点目の平成22年度予算編成についてですが、国や県の予算編成の判断によっては、これまで以上に厳しい、御苦勞の多い予算編成作業になると理解をしておりますが、直接市民生活にかかわっていく来年度の予算ですので、市民の皆さんは大変大きな関心を持っておられます。特に二つ目の、事業見直し分科会の乳幼児医療の論点に対して要望させていただきます。市長から具体的な答弁をいただくことができませんでしたが、それだけに大変厳しい状況であるということをお察しいたします。本市は、乳幼児や児童・生徒の子供医療について中学生の外来分が課題とされてきましたが、近隣の関市や郡上市に先駆けて、今年度から中学3年生まで外来分の無料に拡充をされたばかりで、困惑とともに大変な状況と思いますが、事業が後退することがないよう市民のために努力をしていただきたいと思います。

2点目の火葬場の整備についてですが、第5次総合計画につなげて建設整備をしていくという答弁と理解しております。1点目、2点目、どうぞよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（市原鶴枝君） 次に、2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。質問のお許しをいただきましたので、私は2点について質問をさせていただきます。

まず第1点目は、2011年度から2020年度までの10年間、美濃市がどのように進むのかを示

す第5次総合計画について、市民の皆さんから夢や提言をいただくための市政懇談会が、各地、各団体で行われてきました。美濃市にとっては、今後の10年間は市町村合併をしないで単独を選択した美濃市が引き続き存続できるのか、あるいは存続できなくなるかの大事な10年間になると思われます。

そこで、市政懇談会ではどのような意見が多く出されたのか、また、どんな建設的な意見や要望が出されたのかをお伺いをします。また、市政懇談会で説明されていることでわかりにくいことがありますので、お尋ねをいたします。

美濃市まるごと川の駅構想というのは、具体的に言うとうどういう構想なのか、平成14年に構想がまとめられてからどの程度整備されたのか、今後は優先順位をつけて整備されるのか、どこを整備されるのか、お聞きをしたいと思いますので、お答えをいただきたい。また、サイクルシティ美濃というのは、平成16年に国のモデル事業になってから九つのコースが設定されておりますが、今までにどこを整備されてきたのか、お答えをいただきたいと思います。また、今後はどこをどんな程度に整備されるのか、九つのコースのうちで優先順位があるのか、いつごろまでにできるのか、どういう構想を持っておられるのか、具体的に説明をしていただきたいと思います。

また、スローライフとかオンリーワンなどという言葉がよく使われますが、これも市民にはよくわからない。スローライフを行政が掲げるようになった背景には、財政難という側面がある。今までの早く、安く、便利、効率から、ゆっくり、ゆったり、心豊かにいきましょうというスローライフの精神は大事だけれど、こんなに経済が行き詰まってしまってからスローライフと言っていたんでは、美濃市の財政は破綻をしてしまうのではないかと思います。お答えをいただきたいと思います。

また、美濃市では六つのオンリーワンを掲げておられますが、本来オンリーワンというのはたった一つのことを言うのであって、全国一律で国や県から補助金が出る事業をやるのがオンリーワンではないので、何とか日本一になるようなオンリーワンを達成してほしいものです。例えば、日本一長寿で健康な市だとか、日本一の出生率の市だとか、人口増対策がすばらしいとか、ぜひ頑張ってもらいたいものです。もし、美濃市にはこんなすばらしいオンリーワンがあるということでしたら、副市長にお答えをお願いしたいと思います。

次に、平成22年度の美濃市の予算編成の方針についてお伺いをしたいと思います。

岐阜県は、借金に当たる県債の残高は1兆3,654億円に膨らんで、収入に対する借金の割合である実質公債費比率は、県債発行が制限される18%に突入するのは避けられない状況で、2010年度以降も毎年300億円超の財源不足が見込まれるそうであります。県民ふれあい会館や花フェスタ記念公園、セラミックパークや養老天命反転地などなど、公共投資で景気回復をねらった国の対策に応じて箱物をつくり続けた結果、こんな状態になってしまった。さらに最近、東海北陸自動車道の4車線化の負担金として201億円を補正予算で組まれた。片一方では、毎年300億円も財源が不足をするから市町村への補助金を減らすという。森議員からも質問がありましたが、県からはどのように、どの補助金を減らすと言ってきておるのか、

お答えをいただきたいと思います。福祉や医療や教育に対する補助金の削減はないのか、削減になった場合は市で負担をするのか、あるいは市民や受益者に負担をかぶせるのか、お答えをいただきたいと思います。

また最近、国が初めて公表した日本人の平均年収の半分以上しか年収のない人、相対的貧困率は15%を超え、7人に1人が貧困にさらされている。美濃市ではどうなのかと尋ねましたが、正確なデータがないのでわからないということでありました。美濃市でも給与所得者は賃金やボーナスがカットされ、中小零細企業は経営難で大変苦しい、商店はお客が来なくて青息吐息でどうしようもない。そんな社会の中で、子供たちは夢や希望が持てなくて、ニート、不登校、発達障がい、引きこもりの子供たちがふえてきた。全国では不登校の子が13万人、引きこもりの子が113万人いるそうではありますが、美濃市には何人くらいいるのか把握はできているのでしょうか。

子ども・若者育成支援推進法という法律がことしの7月に成立して、国を先頭にして子供、若者を育成・支援するネットワークづくりをしていくことになっておりますが、美濃市ではそういう体制ができ、予算も組まれるのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

こういうときこそ弱い立場の人たちに手を差し伸べる政策が必要だと思いますので、国や県に対して、ひもつきの交付金ではなしに、何にでも使える交付金を大きな声で要求してもらって、このデフレの時代に、もやしは一袋9円、卵は10個入りのパックが37円で買える時代に、公共料金や固定資産税、国民健康保険税は値下げをされない。こういうときこそ値下げをしていただいて市民生活を援助していただきたいし、どうしても国民健康保険税などが支払えない人たちには、1年半以上滞納が続くと、医療費の保険給付や出産育児一時金や葬祭費の給付もとめられるということですが、そんなかわいそうなことをせずに、2年でも3年でも資格証明書を発行し続ける温かい市政を行っていただきたいと思います。

大変苦しい世の中になってしまっ、国も県も市も借金ばかりでどうしようもない。なぜこんなことになったのか、10月24日の朝日新聞岐阜版では、ある県の幹部は、財政の悪化を国の改革のせいにする人もいるが、先を見越せなかった県幹部や監視する議会の責任でもあると指摘していますし、作家の佐野真一さんは、貧困問題の責任は、行政や政治による放置です。人間の利害、得失を調整し、分配を正当なものにするのは、政治家や官僚の責任だと言っておられます。22年度予算では、ぜひ子供やお年寄りや、母子家庭や父子家庭や、職を失ったり、病気で働けない人たちに対して優しい予算を組んでいただきたい。市長の意見をお伺いします。以上で質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 副市長 加納和喜君。

○副市長（加納和喜君） おはようございます。

それでは、古田議員の一般質問の1点目、市政懇談会における市民の要望はどのような内容が多かったかについてお答えいたします。

2011年から始まる第5次総合計画を策定するに当たりまして、美濃市の10年先のあるべき姿を見据え、市民の皆さんからどのような意見・要望があるのかを伺うため、9月25日を皮

切りに各地域、自治会、各種団体等を対象に、現在までに18回の市政懇談会を開催してまいりました。市政懇談会では、第4次総合計画につきまして、現在進めております取り組みの成果と、第5次総合計画に向けて今後の方向性について説明し、意見・要望等を伺っております。

主なものを申し上げますと、都市環境の整備に関しては、長良川、板取川の洪水対策、下水道の接続率の向上、サイクリングロードの早期の整備、活力ある地域づくり、豊かな自然の保全・整備、コミュニティーバスの利用対策などがございます。産業の振興に関しましては、新たな工業団地開発、今後の美濃和紙の活用などがございます。市民生活の向上では、人口対策、少子・高齢化対策、AEDの設置、火葬場の改築、ごみの減量化対策などがございます。教育・文化の向上に関しましては、学校再編等であり、市民参加の向上では、地域づくり事業の継続、川の駅構想、サイクルシティ構想における市民の役割、出張所体制などがございます。特に人口対策、少子・高齢化対策などは大きな課題ととらえ、計画に反映していきたいと考えております。

第5次総合計画の策定に当たり、美濃市まるごと川の駅構想や、サイクルシティ美濃の推進は、重要な位置づけとなると思っております。美濃市まるごと川の駅構想は、川のある風景や山のある風景、森林、里山、清流など、住む人にとっても訪れる人にとってもさらに魅力のあるものとして子供や孫の代へも誇りを持って継承しようというもので、川がかかわる環境を大切にし、川など自然の魅力を生かしながら活力あるまちづくりを推進するものがございます。

川の源となる森林環境のための間伐などや、広葉樹による保水力の高い森林づくり、水辺に生息する生物が住みやすい森の環境づくり、魚や鳥、昆虫、水辺や森林、田園などの原風景を大切にし、川の水質や景観を保全、市民の川への関心や意識を高める自然や水環境の保全と再生、サイクリングロードや河川敷の公園化、道の駅など川遊びなどに訪れやすい駐車場や道路整備、身近に利用できる水辺改善など拠点となる環境づくり、川湊や発電所など歴史的施設を観光的施設としての活用や、川を愛する心を高めるとともに、都会からのアウトドア、レジャーの需要を新たな観光産業へとつなげる施策など、地域文化や伝統の継承について、長期的な視野に立って川をテーマにまちづくりを進めていくものがございます。

サイクルシティ美濃につきましては、自転車を身近な場所への移動手段として活用することはもちろんのこと、長良川や板取川の流れと美濃の風を体にかけて四季折々の美しい歴史あふれる地域をめぐることなど、市民の健康増進や地域活性化を総合的に推進していくものがございます。平成16年度には、美濃市が国土交通省のサイクルツアーモデル地区に指定され、平成19年度には、道の駅美濃にわか茶屋を出発する美濃市周回コースや、洲原神社コース、和紙の里コースなどの9コースを設定し、コースの長さや高低差などを示した美濃サイクリングマップを作成し各所に配布しているほか、ホームページでも紹介しております。また、平成19年度からツアー・オブ・ジャパン美濃ステージを開催しているほか、平成24年度には国体のロードレースを開催することになっており、自転車に対する市民の認識は高まっ

てまいりました。道路につきましては、美濃橋左岸から川湊灯台を通り、番屋まで通じる美濃1号線など、あんしん歩行エリアを整備しております。本年度は、山崎橋左岸から余取川までの金屋街道・六反志摩線や、港町から岩陰遺跡付近を曾代用水路沿いに上条方面への美濃14号線、蕨生地域内などを整備する予定であり、今後も各地域で、自転車だけでなく歩行者、特に高齢者にも優しい道路づくりを行っていくことにしております。すなわち、今日まで整備した拠点と拠点を、歩行者や自転車に優しいサイクリングロードとして線で結んでいき、やがては面に広げていく構想でございます。

第5次総合計画策定に当たりましては、歴史や文化を大切に、自然と調和する中で人間が人間らしく、ゆっくり、ゆったりと心豊かに暮らせるスローライフを基調としたまちづくりが必要であると考えております。スローライフとは、イタリアから発せられた考え方で、スローフードから出てきたものであり、ファストフードの反対語でございます。みずから土地を耕し、つくった作物でゆっくり食事をとり、生活のリズムを変えて、環境や人や自然と十分向き合った生活を楽しむことが基本でございます。美濃市もハードからソフトにシフトしながら、伝統や環境を大切に、自然と共存した安心・安全で快適な暮らしの環境づくりを図っていく必要があります。また、時代の趨勢であるスローライフに根差した美濃市民と交流市民による協働のまちづくりを推進するに当たり、美濃市らしさを生かした施策を展開していくことがオンリーワンのまちづくりだと考えております。このほか市民意識調査など幅広い機会をとらえまして、市民の皆さんのお考えや御意見を伺ってまいりたいと存じておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 古田議員の一般質問の2点目、平成22年度の美濃市の予算編成の方針についての1点目、県が事業の見直しを実施しようとしているが、補助金など市への影響はどうかのお尋ねにつきましては、先ほど森議員の御質問の中でお答えしたとおりでございますが、県が示しております改革案は、県行財政改革推進本部の下に設置された七つの分科会での検討結果としてまとめられたものでございます。その分科会は、事業見直し分科会、公の施設分科会、外郭団体分科会、組織分科会、歳入確保分科会、予算編成分科会、そして情報システム分科会となっております。そのうち市町村への影響が大きいものが、事業見直し分科会における検討結果でございます。中でも特に福祉・医療につきましては、県民の生命や安全・安心の確保の面からも重要な施策であり、市町村は容易にサービスの削減や住民への転嫁はできないことから、絶対に県の市町村補助金の削減は認められないと主張しているところであります。こうした補助金の削減は、一般財源での財政負担を市町村に強いるものであり、今後の行財政運営に大きな影響をもたらすものととらえていますので、県市長会の21市が結束して、県との意見交換を通して、現状での補助率の維持を今後も強く求めていくものであります。また、これは市町村に押しつけるものではなく、国に対して物を言っていくものだと考えております。

次に、御質問の二つ目、子供や若者を支援するネットワークづくりの体制はできているの



かについてでございますが、市内の不登校等の状況につきましては、現在、不登校生が小学生が3名、中学生16名あり、このうち学校にもほほえみ教室にも通えない引きこもり児童・生徒が、小学生が2名、中学生が2名と教育委員会で把握しております。こうした問題や障がいを抱える子供たちに対応するため、個別分野では、例えばほほえみ教室には適応指導推進協力者会議が設置されているほか、福祉関係では、平成19年3月に要保護児童・DV、要するに家庭内暴力という意味ですが、DV防止対策地域協議会を、平成20年12月には地域自立支援協議会を設立し、県を初め福祉、保健、医療、教育、警察、自治会など関係機関・団体が横断的に対応するネットワークづくりを進めているところであります。

また、ひばり園の療育システムは、障がいを抱える子供のために県・市、医療機関、学校、幼・保育園が連携して指導を行い、大きな成果を上げているところでございます。本年7月に成立した子ども・若者育成支援推進法の趣旨は議員御指摘のとおりでございますが、同法は公布の日から1年以内の政令で定める日から施行すると附則で決めております。詳細を待って検討してまいりたいと思います。

次に御質問の三つ目、生活が苦しい人のために、公共料金の引き下げや、保険税滞納者に発行している資格証明書の基準緩和ができないかについてでございますが、公共料金の引き下げにつきましては、厳しい財政事情の中にありまして難しいものと考えておりますので、お支払いが困難な方には、支払い方法等の相談に応じてまいりたいと思います。

国民健康保険税の被保険者資格証明書につきましては、国民健康保険法のもと、平成13年12月1日に美濃市国民健康保険被保険者資格証明書の交付に関する要綱を制定し、国民健康保険税の税収対策の一つとして、1年以上税の納付がなく、さらに納付相談の呼び出しにも応じない、こうした保険税滞納者に対してだけに交付をしているところであります。

なお、現在の資格証明書交付者は22世帯、23人です。ただし、交付の判定を行うに当たりましては、事前の納付相談を行うとともに、特別な事情がある場合は弁明書を提出していただいた上、その内容を精査しまして、議員御指摘のような生活困窮などの特別に考慮すべき事由があると認めた場合は、短期保険証を交付することにとどめるよう、こういった配慮もしているところでございます。御理解を賜りたいと思います。

最後に御質問の四つ目、子供や高齢者、母子家庭、父子家庭に配慮した予算編成にしてほしいということについてお答えします。

毎年の予算編成に当たり、少子・高齢化対策や子育て支援につきましては、最重要課題の一つとしてとらえているところであります。御承知のように、本年から実施している中学生までの医療費の無料化などは代表的な施策の一つでございます。新年度予算につきましては、子供手当の詳細が未定で、その動向により予算編成に大きな影響を受ける可能性もありますが、引き続き少子・高齢化対策と子育て支援を最重要の課題の一つとしてまいる所存であります。

なぜ国のこうした方針によって市が定まらないかと申し上げますと、一例を挙げますと、子供手当は市内に2,900人に対象者がいます。これを国の言うように2万6,000円払いますと、

約9億要ります。それに対して、子供手当を地方負担というような話が出てまいりますと、その3分の1を負担すると3億円の新たな財源が要ります。このようなことは、とても市では行えるものではありません。したがって、現在今のような答弁となっています。また、こうした少子・高齢化対策の父子家庭に対する予算、最重要ということではありますが、私は、このようなことから、国のことによっては予算編成に大きな影響を受ける可能性もありますけれども、引き続きこの少子・高齢化対策、子育て支援を最重要にしているところであります。

古田議員は、財政はこれ以上悪化することはしてはいかんということをきつく言われている一方で、さらなる福祉への財政支出をせよという、大変いささか私は迷うところがございます。私としては、厳しい財政状況の中ではございますが、少なくとも福祉の後退につながらないように最大限の努力をしまっている決意でございます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁いたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。

二つの質問について要望をしておきたいと思っております。

1点目の第5次総合計画については、川の駅構想も、サイクルシティ美濃も、スローライフも、大いに結構で賛成であります。美濃市の予算が組めなくなったり、美濃市が破綻してしまえば元も子もないので、長寿で健康な市、日本一高い出生率の市、若者はたくさんいる、人口増大策がしっかりできている市、新市街地を形成しながら日本一住みよい市を目指して、今後の10年間の美濃市の進むべき道をつくっていただくことを要望しておきます。

2点目の平成22年度の美濃市の予算編成については、市民生活は大変厳しくなっており、給与所得者の給与やボーナスのカット、中小零細企業や商店、サービス業などは不景気で破綻寸前の状態の人がだんだん多くなってきました。公共料金の値下げは難しいということで、せめてこれ以上の値上げはせずに、福祉や教育や医療のサービスの向上に努めていただいて、貧困や犯罪や自殺などに結びつかないようなきめ細かい予算を組んでいただくことを要望しておきます。

先ほど市長が、いろいろやれ、これもやれと予算を要求するが、金も使うなどかというようなことを言われましたが、やはりこれは新市街地を形成しながら、美濃市の財政も、収入も多くなるように努力すると同時に、公共料金を値下げしながら、この景気の苦しいときは、ひとつ美濃市民の生活を美濃市としても十分助けていくような方向に努力していただきたいということで、矛盾するような感じでございますが、大変景気の悪い時代でございますので、ぜひ頑張ってくださいと要望いたしまして、質問と要望を終わります。ありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、一般質問3点を行います。

1点目は、市長の海外視察についてであります。

市長は今年度、これまで3回の海外視察に出かけられましたが、その目的や随行職員数、公費負担はどれくらいか、お尋ねをいたします。

当初は4回の海外視察を計画され、そのうちヨーロッパの視察はインフルエンザの流行で見送られ、台湾も市長の都合で教育長が代理で視察に行かれたと聞き及んでおります。したがって、市長は9月に韓国、10月に中国の杭州市へ行かれたわけではありますが、年4回もの視察、これは本当に必要でしょうか。これまで3回の旅費などはすべて公費で支出をされております。同時に、市長の視察には市職員が随行して行きます。視察の概要などは、これまでに広報などによって掲載されています。私は、市として緊急に行かなければならないものか、非常に疑問に思います。

先ほどから議論になっておりますが、市の財政は現在大変厳しく、平成まちづくり委員会では、行財政に大なたを振るい、職員定数の削減や、あるいは各種団体への補助金の削減、市民には下水道料金の引き上げ、体育館の使用料を新たに徴収し負担を押しつける、そういう改革を断行しております。また、市民の暮らしも不況の中で大変であります。私が知っているある方は、一日に三つの仕事をやられております。朝は毎日新聞配達、昼は施設の給食をつくっている。夜はコンビニで深夜に働いておられます。それでも年収が100万円そこそこという状況であります。最近では、新聞の集金も始められたと聞き及んでおります。こんな生活を余儀なくされております。これはほんの一例でございますが、多くの市民が年の瀬を控え、生活苦に追いやられております。その一方で、市長は公費を使って年3回の海外視察です。市民の皆さんはどう思われるでしょうか。財政が厳しければ、もっと自重すべきではないでしょうか。

そこで、改めて一つ目に、韓国、中国、台湾などへの視察の目的、また視察された相手の国とは今後どのような関係をつくっていかれようとしているのか、これが1点目であります。

二つ目に、3回の視察の公費負担は全部でどれだけであったのか。

三つ目に、年4回の海外視察を計画されたことをどう思うのか。特に、台湾の台北は職員が同行すればよかったと思われるが、どうでしょうか。この3点について市長の答弁を求めます。

次に、質問の2点目に、来年4月から各出張所の職員を引き揚げ、これまでの出張所は、（仮称）地域センターとして嘱託職員2名体制で行うとされているが、これまでの業務に支障がないのか、質問をいたします。

私が言うまでもなく、出張所は、地区において自治会を初め各種団体の事務的な仕事や団体間の連絡調整、地区の行事などの拠点としてなくてはならない存在であります。これまでは市の職員と嘱託職員が協調しながら、本庁への連絡や、地区住民の窓口として多くの仕事を円滑にこなしてこられました。ところが市は、来年4月から市内6ヵ所の出張所の職員はすべて嘱託職員2名体制にしたい、その目的は人件費を抑えることというような説明が先般の全員協議会で行われました。その話を聞いた各地区の自治会長さんは、大変不安を感じられているのが現状でございます。説明によれば、これまでの出張所の業務の大半は継続し、財産区関係の業務は本庁の総務課へ移すとありますが、財産区を管理しておられる地区は、財産区議会で議決をしたことがそのまま執行できるのだろうか、大変不安を呈しておられます。また、これまでは中心的な役割を果たした市の職員がおられましたが、嘱託職員2名体制になれば、だれがその中心的な役割を果たすのか、まずその辺に不安を感じられていると思います。その点は心配ないのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、勤務時間の問題です。

これまでは、朝8時30分から職員が常駐しておりました。嘱託職員の勤務時間は、御承知のように一般職員の4分の3というふうに決まっております。したがって、9時30分から5時15分となり、まず始まる時間が1時間遅くなるということでもあります。

二つ目は、嘱託職員の場合は1週間に1日休みをとることになりますと、1人勤務の日ができること。地区の皆さんに不都合が起ころはしないかという問題がございます。

三つ目に、公民館活動などの地域の行事があると、これが大体日曜日にあるわけですが、日曜日にあると出勤しなければなりません。そうした場合の勤務体制はどうなっていくのか、そのあたりを具体的にどう今後調整をしていかれるのか、その点についても質問したいと思います。

そして、地域センターを円滑に運営していくため担当部署を設けるとありますが、どんな体制をとって地域センターを円滑に進めようとしておられるのか、その点にも質問をいたします。

最後に、自治会などの関係団体への説明については現在行われているようではありますが、連合自治会長会議ではどんな意見が出され、結論はどうなったのか最後に質問いたしまして、質問を終わることにいたします。

最後の質問の3点目、土地開発公社所有の土地について、現在残っている土地はどう処分をするつもりか、質問をいたします。

土地開発公社の土地は、平成20年度に（仮称）時計オルゴール館建設事業、臨時観光駐車場用地約1億5,000万円、美濃市駅前周辺整備事業用地に約7,700万円、合計約2億3,000万円を市は買い戻しており、平成21年3月末見込みで残っている土地の面積は1万6,585.86平方メートル、用地費が約4億7,000万円、その支払利息が約1億7,000万円であります。その中で一番大きな土地は、市営住宅建設用地として買い上げた長瀬の土地であります。面積は約1万1,675.82平方メートルで、用地が約3億4,000万円、利子がこれまで約1億2,000万円

にもなっております。そこで、一番大きなこの長瀬の土地についてどう処分をするつもりか、市の考えについて質問をいたします。

この土地は当初、市営住宅をつくる計画で買い上げたものでありますが、どうしてその計画が破綻をしたのか、その後どんな策を考えていかれたのか、まずその経過についてお尋ねをいたします。昨今、幾つかの企業から問い合わせがあるものの、正式に買うところまで至っていないのが現状だと聞いておりますが、このままでは土地を所有しているだけで毎年約700万円の利子は払っていかなければなりません。そこで、市が公社から買い取り、利子分だけでも払わなくて済むように考えたらどうでしょうか。厳しい財政状況から1年で全部買い取ることは困難であれば、5年、あるいは10年計画を立て、買い戻しはできないでしょうか。それが無理ならどんな方法で処分するつもりかお尋ねをし、私の3点の一般質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問の1点目、本年度市長は3回の海外視察に出かけられたが、その目的や随員職員数、公費負担はどれくらいかについてお答えをいたします。

1回目は、平成21年9月9日から12日までの4日間、韓国原州市への訪問でございます。大韓民国原州市は、古くから全国的にすぐれた品質を誇る韓紙、和紙に対して韓紙と言っておりますが、韓紙の産地であり、社団法人韓紙開発院が原州市と協力し原州韓紙の振興を図っております。現在原州市においては、原州の韓紙の情報発信施設、美濃和紙の里会館よりさらに大規模な韓紙テーマパークを建設中であります。一昨年より、美濃和紙と韓紙という伝統的な紙の産地という共通点から交流を進めております。また、昨年10周年を迎えた原州紙文化祭は、あかりアート作品の出展をしております。

今回の訪問では、サングジ大学校総長と原州韓紙文化祭実行委員会からの、伝統文化を生かした美濃のまちづくりの講演依頼がございました。建設中の韓紙テーマパークへの美濃和紙の資料提供の要請を受けたことにより訪問したものでございます。原州市では、サングジ大学及び原州韓紙文化祭実行委員会での2回の講演を行い、原州市長を初め原州市議会議長、原州韓紙文化祭実行委員長ら要人との会談を行ってまいりました。この中では、美濃和紙の後継者の育成や美濃和紙の振興、美濃和紙を活用した美濃のまちづくりを紹介しながら観光のPRにも努めてまいりました。原州市は、美濃和紙とうだつを活用したまちづくりに大変感銘を受け、今後のまちづくりの参考にしたいと言っております。

今後はこの訪問を機に、あかりアート作品の出展、韓紙テーマパークへの美濃和紙の提供・展示を展開し、紙の産業化戦略の情報交換を行うとともに市民交流を進め、あわせて両市の観光誘客事業を推進していきたいと考えております。なお、その後10月のあかりアート展には、原州市より韓紙文化祭実行委員長ほか8名が美濃和紙あかりアート展に参加し、実行委員会と交流を深めました。11月の産業祭に原州市の市長が来訪予定でありましたが、都合により来年に延期されています。来年の韓紙文化祭には、市民団の交流派遣を考えているところであります。

随行いたしました職員は、紙業関係の担当課であります産業振興部観光課の職員1名であります。また、支出いたしました公費負担額は、市長、随行者合わせて22万1,864円でございます。

次に、2回目は平成21年10月11日から14日までの4日間、中国杭州市の訪問でございます。この訪問の目的は、美濃市並びに市民が1980年代より交流を初め、また私が長年にわたり市民ミュージカルや杭州京劇団との交流など、市民による文化的事業を積極的に推進したことにより、杭州市との友好関係に寄与した功績が認められ、杭州市から特別貢献賞を受賞することとなり、平成21年10月13日の杭州市と岐阜市友好提携30周年祝賀式典、並びに功労者表彰式に杭州市人民対外友好協会から招聘されたことによる訪問であります。この式典には、市民ミュージカルにかかわっておられます一般市民の方々約20名も一緒に訪問され、杭州市京劇団初め杭州市民との交流も行われ、大変意義ある訪問であったと思います。今後もさらに杭州市との間の市民交流、文化事業等を推進していきたいと考えております。

随行いたしました職員は、訪問先の杭州市長を初め友好協会長等要人との会談が日々予定されており、それに対応するため海外交流事業担当課であります総務部総合政策課の職員1名が随行いたしました。また、支出いたしました公費負担は、市長、随行者で21万4,060円でございます。なお、私の宿泊等滞在費用は杭州市が負担いたしましたところでございます。

3回目は、平成21年12月3日から6日までの4日間で、「まつりイン台湾2009」とあわせた台湾高雄縣美濃鎮との交流のための訪問でございます。この事業については、私にかわり教育長が参加をいたしました。台湾高雄縣美濃鎮につきましては、昨年商工会議所副会頭に私の親書を持って行っていただきました。本年4月には、美濃鎮長さんを初め役所の幹部の方、台北駐大阪経済文化弁事処長ら総勢35名の訪問団一行が美濃市を訪れられ、歓迎会、町並みや美濃和紙アート開館などの市内視察を通じ、交流を深めたことは議員も御承知のとおりでございます。この交流によりまして、さらに美濃鎮との交流を深めるため、美濃市におきましても産業、観光、文化など友好都市として民間交流を進展させるため、経済界、議会、行政による市民訪問団を結成して台湾高雄縣美濃鎮を訪問し、鎮長さんを初め関係者との対談を行う予定をしていたところでありますが、先ほど申し上げたとおり、都合により私にかわり教育長が代理として訪問をいたしました。なお、この訪問の成果につきましては、市民交流が深まったと新聞紙上でも取り上げられているところであります。今後はさらに友好関係を深め、友好都市としての進展をさせていきたいと考えております。

教育長に随行いたしました職員は、平成21年4月に台湾高雄縣美濃鎮からの訪問団の来市にかかわってきました産業振興部観光課の職員1名であります。また、支出いたしました公費負担は、教育長、随行者で23万4,000円でございます。

最後に、年4回の海外視察を計画されたことをどう思うかについてでございますが、21世紀はいよいよアジアの時代であります。この時代を迎え、市においても隣国である中国や韓国、台湾等の都市との交流を深め、市の発展を国内だけではなく国際的にも進展させる必要があります。したがって、一步一步積み上げながら、今から関係のある友好都市との交流を

深め、市や国際的にも「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」となるよう、その一步一步を高めていく必要があります。私としては、大韓民国原州市と中国杭州市への訪問につきましては、先方からの招聘によるものであり、友好を深めるよい機会と考えました。今後さらに民間交流を推進し、友好的関係を深めるとともに、特に経済成長が著しい両国、両市との産業、観光などの分野における民間の経済交流は大変意義があり、必要不可欠のものと考えております。また、台湾高雄縣美濃鎮の訪問については、本年4月の訪問団の来市を機に今後の友好関係を構築し、産業、観光、文化など民間交流を進めていくために必要な訪問であったと考えております。さらに、中止となりましたが、ヨーロッパ視察につきましては、美濃市が進めておりますサイクルシティ構想を今後推進するため、最も先進地でありますオランダ等を視察し、事業を推進するための見識を広めることは大変大切なことと考えており、職員を随行する考えでありました。御理解をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（市原鶴枝君） 参事兼秘書課長 古田則行君。

○参事兼秘書課長（古田則行君） それでは塚田議員の一般質問の2点目、来年4月の機構改革に伴い、現在の各出張所は職員を本庁に引き揚げ、（仮称）地域センターとし、嘱託職員2名体制で行うとされているが、業務に支障はないかについてお答えをいたします。

出張所につきましては、戸籍、住民基本台帳等関係業務が電算化等により本庁へ集中管理されたことに伴い、現在は生涯学習活動や地域住民、団体への活動支援など地域づくり活動を中心とした業務に移行しております。また、平成まちづくり改革第2次集中改革プランにおいて、出張所の改廃及び地域活動サービス施設への転嫁とともに人件費抑制を平成22年度に実施するとしているため、平成22年4月から現在の出張所を（仮称）地域センターへ移行し、職員の体制についても見直しを図るものでございます。

まず、財産区関係につきましては、議会へ提出する予算、決算の議案の作成、説明につきましては総務課職員にて対応いたしますが、通常の事務につきましては、現在同様所長職にあるものが責任を持って対応をするものでございます。さらに予算につきましては、地域の意向を十分尊重する中で編成するものでありますし、財産区議会で議決したことは、内容に変更等がない限り議決どおり執行されるものでございます。また、今日まで市の職員が中心的な役割を果たしてきましたものは今後はどうなるかとの御心配でございますが、嘱託職員も当然市の職員でありますし、今後も所長を初め当該職員に当たる者がその職務に当たることとなります。そのため、職員の研修会の実施、庁内に所管課を設けて連絡調整に当たり、業務上の支障をなくしたいと考えております。そして、開所時間が短縮されることにつきましては、事業、行事等の都合により時差出勤等の必要がある場合は、それぞれのセンターで調整をしていくこととなります。

最後に、説明会で反対されても方針は変えないかとのことでございますが、地域センターへの移行の考え方、行財政改革の必要性等を十分説明する中で十分協議を行い、御理解を賜り、来年4月から実施していきたいと考えておりますので、御理解をお願いし、答弁いたします。

○議長（市原鶴枝君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、塚田議員の一般質問の3点目、土地開発公社の土地について、現在残っている土地はどう処分するかについてお答えをいたします。

土地開発公社が保有しております土地は、平成20年度末で申し上げますと5件で、土地全体で約1万6,600平方メートルで、約6億4,400万円ほどになっております。これらの土地につきましては、市が事業を進めるに当たりまして、その事業用地、あるいは事業用地の代替地として先行取得をしたものでございますが、地価の下落や社会情勢の変化などの理由によりまして当初の目的のために供することができなくなり、その活用のめどが立たないまま保有期間が長期化している状況にあります。

議員御指摘の長瀬地区の土地につきましては、平成5年に市営住宅用地として1万4,763平方メートルを取得いたしまして、その後、その一部3,088平方メートルを一般会計で買い戻しをいたしました。現在1万1,675平方メートル、元利ともに4億6,200万円を公社で保有しております。この土地は、当初市営住宅用地として活用を考えておりましたが、その後の住宅需要の見込みや、建てかえを含む市全体の市営住宅建設計画の中で見送り、その後、これまでに県住宅供給公社による分譲住宅用地としての活用や、長瀬地区の土地区画整理事業区域における土地利用、あるいは企業誘致のための受け皿など検討してまいりましたが、いずれも土地利用のめどが立たず、現在に至っております。

議員御指摘のとおり、市といたしましても、できれば計画的な買い戻しによる金利の減少を図っていきたくと考えておりますが、大変厳しい財政状況の中でありまして、現状では相当厳しいものと思っております。この土地を含む公社保有の土地につきましては、今後におきましても、当初の目的にこだわらず、民間への売却や国の補助制度を活用した事業化、土地の有効な利用方法などさらに一層の検討を進め、一般会計での買い戻しを含め公社保有の土地の縮減と保有高の減少に努力をしていきたくと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

〔15番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 再質問やら要望を行いたいと思います。

まず、1点目の市長の海外視察につきましては、再質問をいたします。

市長は、公人として海外へ視察される場合は、当然であります。その目的や、また将来的な展望、そういうものを持って行かれるわけでありまして、当然そこにはそれなりの成果があるというふうには私は思っております。私が今問題にしているのは、年4回の海外視察を計画されたと、そのことについてであります。答弁では、中国や、あるいは韓国、招聘されたという、向こうから招待されたということですが、それにしても、今すぐそこへ行かなければこの美濃市政に大きな影響を及ぼすというふうには私は考えられません。ことしの6月議会だったと思っておりますが、私が所属しております総務常任委員会でも、ちょっとこれはひどいじゃないか、今回の海外視察は市長も自嘲するようという附帯決議がされた経



緯がございました。しかし市長は、その決議も振り切って行かれたわけでございます。ということは、市長の考えの中には、今の厳しい市民生活の実態、また市の財政状況、こういうことより、今海外へ行かなければならない、そういう気持ちといいますか考え方が優先され、今日に私はなったというふうに思っております。

市長は市民にもつたいない運動を呼びかけております。その提唱者でもあります、みずからがそういったことの方頭に立つべきであります。もっと市民の皆さんの目線に立って判断をしていただきたいというふうに思いますが、4回年に行かれるという計画を立てたことについて、再度市長の答弁を求めるものであります。

次に、出張所の職員を嘱託職員2名体制にすることについても再質問いたします。

私の答弁で、最後に質問いたしました連合自治会長会議の中での様子、内容については全く答弁がありませんでしたので、その点をまた答弁をお願いします。

私が聞いた限りでは、連合自治会長さんの会議では、市の方針は受け入れがたい、反対だというふうに聞いております。市のさまざまな組織の中でも、やはり連合自治会、各自治会、そういう組織は組織の中でも一番根幹的な組織であります。当然市との関係も強いのであります。自治会の皆さんは、広報の配布を初め市の各種の行事に参加、協力をしていただいている組織であります。その自治会長さんが反対をされたということは、私は非常に重大であるというふうに受けとめております。私もある自治会長さんに話を聞きましたが、さきに答弁で言われましたように、やはり不安があります。実際嘱託職員2名で本当に大丈夫かという不安があります。同時に、市のやり方は出張所を見放したのではないか、そういう意見もございます。そして、その連合自治会長さんの会の中では、結論はもう決まっているよという態度、意見は聞くけど、しかし結論は決まっている、こういう態度、これにやっぱり反発をされたのではないかというふうに思います。ですから、やはり市ももっと真摯に意見は聞く、どうしてもいなければ修正をするというような態度で臨むべきであったと私は思いますが、今の段階では連合自治会長さんと市の中では大きな溝があります。その溝を今後どのように埋めていかれるのか、再質問をいたします。

3点目の土地開発公社の土地の所有につきましては、要望を申し上げておきます。

今の答弁を聞いておりますと、検討すると言われましても、答えが見つからず、ずるずるずるずると解決を先延ばしにしていられるように感じました。市の方も大変困っているというふうに私も思います。しかし、今のところ民間への売却や、あるいは国の補助金制度を活用した事業があるというふうには思えません。だから、市も腹を決めて、まずは利子分だけでも払わなくて済むような方策を考えていくという立場に立つということが私は大事かと思えます。確かに今、市の財政も大変厳しい状況であります。計画的にちゃんとやっていくという、計画を立てるといえることが必要であると思っておりますので、この点についてはずるずるずるずる先延ばしをしないように、計画をつくって、何年後までにはちゃんと利子分だけは払うんだというような計画をぜひつくってほしいと要望して、私の再質問やら要望を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の再質問にお答えします。

公人として海外へ視察される場合は目的や将来展望を持ち、また年内に4回も計画したことについての真意を問うというお話でございますが、当初私が計画したのは原州市の訪問だけでございます。その後、6月におきまして全国市長会が、先進地であります、特にヨーロッパが自転車のまちが多いわけでありまして、自転車のまちをめぐる、そうした自転車のまちづくりの成功した事例を研究するといった特定のグループによる視察という計画が持ち上がりまして、6月の補正予算において、美濃市の進めているサイクルシティのまちづくりに参考にしたいということで、技術者を連れて参加をするということで補正予算に上げたところであります。

なお、杭州市と台湾高雄縣美濃鎮につきましては、9月議会におきまして、9月に相手より要請があった杭州市と台湾につきましては、台湾の台北において美濃の女性の花みこしが参加をするということがございまして、その激励を兼ねて私は台湾、答礼の意味もありますし、今後の友好のために進めるということでありまして、私が年間4回いかにも遊んできたように思われるのは心外でありまして、ここでこのような答弁をさせていただきます。以上です。

○議長（市原鶴枝君） 参事兼秘書課長 古田則行君。

○参事兼秘書課長（古田則行君） 塚田議員の再質問につきまして、お答えをいたします。

今日までの連合自治会、各自治会におきましての説明会におきましては、いろいろな御意見等も承っております。したがって、不安等がないよう十分な説明をしていくと同時に、実施に当たっては、自治会長さんを初め地域の方々に安心と、使い勝手のよい地域の活性化につながるよう十分配慮をしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（市原鶴枝君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私の意見を申し上げておきます。

今、市長の海外視察について、市長は私が計画したわけではないと、いかにも言われたことは心外であるというような答弁がございましたが、確かにそういう面もあります。中国や韓国は招聘された。しかしヨーロッパは、これは全国の市長会が計画したというふうに思いますが、それにしても、ヨーロッパが中止になりましたが、そこまで足を伸ばすのかということです。確かに市長が言われるようなサイクルシティで、ヨーロッパがそういう自転車でいろいろまちおこし、村おこしをやっておるといことはわかりますが、今すぐどうしても行って、それを美濃市に持ってきてというふうには私は思えませんので、やはり招聘されたということは若干やむを得ないかというふうには思いますが、ヨーロッパの視察は私は中止してもよかったと、結果的には中止になりましたが、実はこのヨーロッパに行かれると全部で公費負担が270万円ぐらいになるんです。ですから、もう少し市民生活を重視する、そう

いう姿勢にぐっと方向を切りかえてほしいというふうに思います。

それからもう1点であります、出張所の関係ですが、やっぱり連合自治会長さんとの中で反対だという声が非常に大きいもので、これは4月からもうやるんやというのではなしに、この1年間、例えば来年4月から1年間は十分議論する機会、そういう機会を設けてほしいというふうに思うんです。ということは、かつて地域づくり支援事業がありました。今、2年目に入っておりますが、この地域づくり支援事業でも、市の思いと自治会の皆さんが受け取られる思い、これがかなり乖離しているんですね。そういうことがあると、非常に事業をやっていく上でも難しいんです。今回の場合は、やはり連合自治会長さんが反対されたんです。じゃあ市は、どういうふうに埋める手だてを持っているんですか。ということになりますと、やはりもっと時間をかけて納得していただいて、そうかわかったというふうになれば一番いいですが、どうしても反対だというふうになれば、やはり方向転換をしていくというふうにぜひしてほしいと思うんですが、この件については再質問いたします。

○議長（市原鶴枝君） 参事兼秘書課長 古田則行君。

○参事兼秘書課長（古田則行君） それではお答えします。

ただいま塚田議員からの御指摘がございましたことにつきましては、御意見として承って、今後参考とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（市原鶴枝君） 次に、11番 平田雄三君。

○11番（平田雄三君） 発言のお許しをいただきましたので、私は2点につきまして総務部長にお伺いをいたします。

第1点目ですが、行政評価への取り組みと、その進捗状況についてでございます。

国におきましては、長期にわたり続きました自公政権から、民主党を中心とした新しい政権が誕生いたしました。無駄を省き、歳出の削減を図るべく、事業仕分けという施策が注目を集めたわけでございます。一方で、長引く不況のために大幅な税収減が見込まれ、経済不況の波は激しく、政府、日銀ともデフレ宣言をせざるを得なくなりました。デフレスパイラルの危機すら予測される状況となっております。大幅な歳入減は、少々の歳出の削減では対処し切れず、思い切った経済対策をせざるを得ず、政府は大変な苦境に陥っております。

そんな中で、最近の地方行政を取り巻く環境は一層厳しくなっておりまして、より効率的な行政運営が求められております。行政評価は、地方分権型行政システムへの移行、多様化する市民ニーズへの対応等を勘案し、行政が実施している政策・施策や事務事業について、成果指標を用いて有効性、効率性、必要性を評価することによって、行政みずからが住民の視点に立って点検、評価し、その結果を次の企画立案に生かすということによって、政策の質的向上を図るための行財政改革の一手法と考えております。

行政活動の多くは、市民の皆さんが安心・安全で快適な生活を営むことができるように税金を使ってサービスを提供するものでございます。限られた予算で、より有効かつ効率的な活動をしなければなりません。したがって、市民ニーズの多様化、社会状況の変化も激しく、今までは有効だった施策もいつまでも有効であるとは限りません。検証・評価し、改善して

いかなくは、行政活動が本来の目的を達成できなくなってしまう。ほとんどの市町村が行財政改革の一環としての何らかの行政評価システムを導入し、実施していると言われております。美濃市におきましても、今年度予算の総務管理費の中で、一般管理費として行政評価事務経費が計上されております。それぞれの市町村でその実施方法も多様と聞いておりますが、市の現在の取り組み内容と、その進捗状況についてお尋ねをいたします。

第2点目といたしましては、財産区の現況と、今日市として財産区に対する考え方についてお伺いをいたします。

昭和29年に、7ヵ町村が合併をいたしまして現在の美濃市が誕生いたしました。そのときの合併条件の一つとして、今までそれぞれの旧町村で所有していた土地、山林等を財産区という形で引き継ぎ、存続させたものと聞いております。財産区とは、その財産、または公の施設の管理及び処分、または廃止については、住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村との一体性を損なわないように努めなければならないというのが基本原則と承知をしております。財産区は、特別地方公共団体であり、市とは法人格を異にしておりますが、原則として固有の機関を有しておりません。すなわち、執行機関は市長であり、議決機関は美濃市財産区議会設置条例に基づく財産区議会が設けられております。財産区で議決を要するものにつきましては、財産区議会はこれを議決するわけであり、財産区は、市の一部の地域の利益を保全するために設けられた制度でありまして、双方の利害が対立する場合は、十分相手との整合性を認識して対処しなければならないと思っております。

そこで、各財産区の現況と、今後の財産区に対する市としての考え方についてお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、平田議員の一般質問の1点目、行政評価の取り組みと、その進捗状況についてお答えをいたします。

行政評価につきましては、議員御説明のとおり行政が行う政策、施策、事務事業の内容と、その達成状況や成果など、数値やランクづけを用いまして評価する方法であり、客観的な視点に基づく行政活動の評価と公表により、公平・公正かつ質の高い行政サービスの提供と、継続的で安定した行財政基盤の確立を目指していくものでございます。

行政評価の導入の手順といたしましては、事務事業評価から取り組み、順次段階を経て施策評価、政策評価へと拡大を図っていくものであります。市におきましては、行政評価システムの構築に向け、昨年度から事務事業評価の取り組みを進めております。昨年度は、試行的にすべての事務事業について各担当部署において評価表を作成し、事業見直しに努めたところでございます。評価の視点や改善方法に対する考え方など、まちまちなものとなり、こうした課題を整理し、より精度を高めていく必要が生じてまいりました。このため、今年度は専門機関にアドバイスを依頼することとし、派遣された公認会計士により、昨年度実施の242の事務事業評価の内容点検や問題点の整理を初め、評価の視点や考え方、評価表の作成方法などさまざまな面での指導による改善や、さらには管理職を除く一般行政職161名を対

象として、コスト意識の醸成や政策形成能力向上を図るための行政評価研修や、講師からの個別指導による事務事業の評価の診断なども実施しているところでございます。市といたしましては、2ヵ年でしっかりとした事務事業評価制度を確立させたい考えを持っており、来年度は本格実施マニュアルを作成のほか、管理職も含め行政評価研修や評価表の診断、個別指導などさらに精度を高めたものとして実施し、公表できるように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、御質問の2点目、財産区の現況と、今後の市の考え方についてお答えをいたします。

現在市には四つの財産区があり、その運営や会計処理はおのおのに設置されております各財産区議会により行われておりますことは御承知のとおりでございますが、平成20年度末における各財産区ごとの主な保有財産の状況を見ますと、洲原財産区では約42ヘクタールの山林と195万円の基金を保有しており、下牧財産区では山林と保安林が約564ヘクタール、基金が200万円のほかに木造平家の作業用建物が1棟ございます。大矢田財産区では、山林・保安林を初め原野、宅地等を含め土地全体で約87ヘクタールと、約6,550万円の基金のほか建物1棟ございますし、中有知財産区では、宅地ほか山林原野を含め約0.35ヘクタールの土地と、約3,820万円の基金が保有する財産となっております。また、主な事業といたしましては、財産区により異なりますが、間伐や下刈りなどによる山林等の維持管理のほか、土地の貸し付け、あるいは住民福祉向上のための施設整備や、地域活動などに対する支援などを実施しているところもございます。財産区は、保有財産の管理及び処分のみ機能にあり、新たな財産の取得はできず、保有財産などがなくなれば消滅することになります。

財産区に対する市の考え方といたしましては、財産区は長年にわたり貴重な財産である森林等の適正管理などに貢献してきた経緯もございますので、現時点では、当面の間は現状での各財産区の運営状況等を見ながら適切な管理に努めてまいりたいと考えておりますが、年々厳しくなる市の財政状況の中にあきまして、各財産区議会へは、住民福祉向上のため各地区の地域づくり委員会の事業などにも保有財産を有効に活用いただけるようお願いをしていきたいと思っております。

また、今後の財産区のあり方につきましては、山林や保安林、原野を保有する林野財産区の解散が全国的にも広がりつつある状況でございますので、こうした点も含め、今後、財産区議会の議員の皆さんの御意見をお伺いしながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 11番 平田雄三君。

○11番（平田雄三君） ただいまは、私の質問に対しまして詳細に御答弁いただき、ありがとうございました。

第1点目の行政評価への取り組みとその進捗状況につきましては、昨年度から取り組まれたということで、いろいろな課題が生じてきたということでやむを得ないと思っております。本年は専門機関のアドバイスを受けながら本格的に取り組まれているとのことで、コスト意

識の調整と職員の意識改革が図られ、より高度な行政運営が実施されることを期待いたしております。今後は、市民の声をいかにして吸収していくかというようなことも含めて、これからの作業量も大変多くなってくのではないかと予想されますが、行政サービスの提供と、安定した行財政基盤の確立のためにも努力されることを切望いたします。

また、第2点の財産区の件につきましては、市の考え方が十分わからせていただきました。財産区の設立の趣旨を十分勘案されまして、財産区の議会とも十分意見交換を重ねられまして、互いに理解し合えるように努力されることを要望いたしまして、私の発言を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） これより昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時00分

---

再開 午後1時00分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） それでは、一般質問2点についてお尋ねをさせていただきます。

高齢者福祉の取り組みとして、地域介護ヘルパー養成研修事業が実施できないかについてお尋ねいたします。

団塊世代が75歳以上になる2025年以降、日本の少子・高齢化は一段と深刻になり、世界的に類例のない超高齢社会が人口減少時代に突入すると予想されています。今、本市においては、特に過疎地域においては、その先取りのような高齢社会になってきています。小さくてもきらりと光る、住みたいまち、訪れたいまちづくりにいろいろと施策展開されていますが、私は特に高齢者の方々が安心して住み続けたいまちづくりに今こそ取り組むべきだと思います。自助、共助、公助の調和した、地域で支える協働型の福祉社会を構築することではないでしょうか。

防災対策として、消防団を主体とした体制に各地域に自主防災組織が構築され、安心・安全な地域づくりがなされております。高齢者対策として、公助としての介護保険制度がありますが、施設入所の難しさ、また自宅介護するには、介護者の離職に伴い生活の困窮化等が大きな問題となってきます。介護保険制度も、財政上から給付にも限界があり、今介護予防改善について、65歳以上を対象とした転倒予防を目的とした健康体操が実施されていますが、独居者等高齢世帯等が多くなり、自宅における老老介護しなければならない世帯が出ることも現実味を帯びています。そこで、共助体制の確立のための地域住民を介護の担い手となるような施策展開が必要となります。そこで、地域に家事援助、あるいは介護技術などをマスターした人たちが、いわゆる地域住民が介護の担い手として必要になってきます。そのために、介護ヘルパー養成研修制度が本市においてなされるべきではないかと思っております。このような施策をいち早く展開していただきたく、御提案申し上げます。本市の所見をお尋ねいた

します。

2点目に、認知症予防対策についてお尋ねいたします。

一般的に、高齢者が高齢になるに従って一番心配されるのが、介護を受ける身になること、また高齢になるに従って物忘れが多くなり、認知症になるのではないかとの恐怖感ではないでしょうか。私も認知症に対する知識もなく、年齢が高くなれば避けて通れないものかと思っていました。この間、車中にてラジオを聞いていましたところ、認知症への見方、かかわり方について理学療法士がわかりやすく解説されていました。私は一つ一つ目からうろこが落ちるような気持ちで、運転しながら聞いていました。翌日、再放送されないか問い合わせましたが、残念ながら再放送されないということでした。認知症への見方として、七つの事項について説明をされていました。こうしたお話を若い世代皆が聞き覚えておく必要があると痛切に感じました。また、認知症予防対策として行政が取り組まれましたところ、最初は住民から多くの反発・苦情がある中で取り組みを続けられた結果、以前と違って、認知症は病気であり、早期発見・早期治療が必要なことが地域住民に理解されていった。こうした取り組みをされた町長の背景には、一緒に暮らしていた母親が認知症となり、その介護の切実さを身をもって痛感されていたから取り組みの思いが強かったと述べられておりました。認知症を患った方の介護の軽減、対応の仕方等のための講演、学習会の開催を強く切望いたします。

また、認知症予防、改善に回想法を取り入れられたらと思います。私は敬老会に御招待をいただき、ある会場では、敬老会の対象になられてみえる方々の若き日の出来事、また若き日の写真をプロジェクターを通して説明されたところ、その集まって見えました敬老会の人たちの興味は高まり、また当時の情景を思い浮かべながら話し合いが大変盛り上がった光景を目の当たりにしました。また、愛知県師勝町に回想法の取り組みについて視察したこともあり、その必要性を強く感じました。今、教育委員会では、古い民具等を地元の方々から御寄贈いただき、旧下牧小学校で保存に向けての作業がなされていました。昨日、数多くの民具を見せていただきました。民具を見ながら昔懐かしい生活体験等思い出すことができました。こうした民具を利用して昔を思い出すことにより、頭や体を刺激し活性化させる回想法には、個人内面への効果、自我の形成等、また対外世界への効果として、生活の活性化といった効果があるそうです。そして、情緒安定、意欲の向上、表情が豊かになるなどの生活の質を高めるとされており。本市において、こうした回想法の取り組みをなされてはと思いますが、本市のお考えについてお尋ねをいたします。

○議長（市原鶴枝君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、武井議員の一般質問についてお答えします。

高齢社会の中で長くなった老後の不安解消に努め、一人ひとりが長生きしてよかったと誇りを持って実感できる、心の通い合う、連帯の精神に満ちた豊かで活力ある社会を確立していくことが高齢者福祉の根幹ではないかと考えます。市では、平成20年に策定しました第4期老人福祉計画、介護事業計画の中で、健康と自立生活への支援、生きがい、豊かな生活へ

の支援、介護保険の充実と利用しやすさへの支援、心触れ合い安心して暮らせる地域づくりへの支援の4点を基本目標としております。特に健康は生活の基本でありますので、特定健診や健康体操、介護予防教室などを各地区で精力的に展開しております。また、地域づくりにつきましても、市の力は市民力にあるとの考えから、要援護者台帳の自治会、自主防災組織との共有化や、社会福祉協議会との連携による地域活動の推進に努めているところであります。本計画では、高齢社会が抱える課題を市民全体の問題、地域全体の問題にとらえ、高齢者自身、家族による自助、地域における共助、行政や福祉関係者による公助のバランスが保たれた社会の実現をしていくことが重要としています。

御質問の1点目、高齢者福祉の取り組みとして、地域介護ヘルパー養成研修事業が実施できないかについてであります。市の人口の高齢化率は、本年10月末現在で27.1%となっております。核家族化による高齢者夫婦のみの世帯や、ひとり暮らしの高齢者の増加や、労働環境などから、家族介護力は低下が見られます。こうしたことから、万が一の介護に不安を覚える方は増加していくものと存じます。また、高齢者を取り結んでいる家族、親族による自助と高齢者が暮らす地域による共助との連帯は、これからの地域で支える共同型福祉社会を担うものと考えます。そこで、厚生労働大臣が定めた基準課程の養成研修ではなく、ベッドや車いすへの移乗、衣服の着脱、食事介助など、一般的な介護技術の基礎講習会として検討してまいりたいと考えますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、御質問の2点目、認知症予防対策についてお答えします。

人口の高齢化、長寿化の進展に伴い、認知症高齢者は急速に増加をしております。厚生労働省の試算では、全国のアルツハイマーを含めました認知症の患者数は現在約200万人で、平成27年には250万人に、昭和22年から24年生まれのいわゆる団塊の世代の方が75歳以上となります。平成37年には323万人に達すると推定されており、高齢化の進展よりも速いスピードで進む認知症への対策は、急務な課題であると認識しております。

認知症対策には、第1に啓発、予防、そして症状の軽度期には早期発見、主治医等の診断、治療を、中度期にはデイサービス、訪問介護など居宅介護サービスを、重度期には医療機関、グループホームや介護施設等との連携を、また全期を通じて専門的相談体制の整備、尊厳の保持などの対策が必要であると考えます。市では、これまで高齢者支援センターへの相談窓口の整備や、専門員による地域での啓発活動、音楽療法等による予防教室の開催や、脳機能回復研究の第一人者であります東北大学、川嶋隆太教授による講演会を開催しますとともに、権利擁護、成年後見制度支援事業を進めてまいりました。また、今年度からは、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターの養成を図り、現在までにサポーター99名と指導役となりますキャラバンメイト19名を養成したところであります。新年度につきましても、現行事業の拡充を図るとともに新規事業も計画していきたいと考えます。

御提案の回想法につきましては、市内では特別養護老人ホーム「みの輝きの社」が取り組んでみえます。また、パソコンソフトによる取り組みも既に行われておりますので、実施に



向け検討してまいりたいと考えます。

認知症を有する高齢者の割合は、85歳以上では4分1以上と言われ、だれにでも起こり得るものであります。適切な医療や介護、地域の支え合いなど総合的な支援により、例えば認知症になっても安心して生活できる社会づくりの実現に向け、さらに努力してまいりたいと考えますので、御理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 答弁をありがとうございました。

ここで認知予防対策について、現在までにサポーター99名と、その指導役になるキャラバンメイト19名が要請されていることも聞き、大変私も安心したところでございますが、新年度についても、この事業の拡充を図るとともに新規事業を計画していきたいとの御答弁でございましたが、特に新規事業として、こういったことに対しての講演会をぜひとも開催していただきたいということと、また回想法についての導入を強くここで要望したいと思います。そのために、当時私が師勝町を視察した際にいただいた資料の中に、師勝町での効果というようなことで、取り組みについての評価が出ておりましたので、これをもって特に導入いただきたいことを強く要望してまいります。

師勝町が、平成14年度思い出ふれあい回想法事業の回想法スクールで、参加者を対象に行った効果測定においては、認知力やうつ傾向の改善、介護負担の軽減等さまざまな面で有意な結果が得られましたというような形で、この評価をこういったものについて大きく皆様に周知しております。私も、教育委員会が今行動に向けて取り集めていただいておりますあといったのを、ただ保存じゃなく利用することによって、認知症予防、また介護予防・改善に向けての取り組みができたらということで、特に回想法の事業の取り組みをここで御要望いたして、一般質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 次に、12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 私は、発言通告に従いまして、美濃市美濃インター前土地区画整理事業の進捗状況について、市長にお尋ねします。

本事業は、平成15年度に始まり平成22年3月31日が終期となっております。事業目的といたしましては、本地区は美濃市の玄関口である美濃インターチェンジの前に位置しており、地区の東側には大規模な地元資本の商業施設が立地しているが、地区内は公共施設の不足から宅地化が抑制され、高度な土地利用に支障を来している。こうした状況の中、無秩序な市街化形成の様相を呈してきているため早急な整備が必要となっている。したがって、本事業では公共施設の整備、改善及び宅地の利用増進を図り、都市的環境を有した秩序ある市街化の形成と、効果的な土地利用を確保することを目的とされ、人口計画では、土地利用の構想に基づき、将来の人口を約1,000人とすると聞いております。

さて、思い出せば3年前、当区画整理地内に大型店の出店計画が持ち上がり、地権者間、市民の間、はたまた議会の中でも話題となりましたが、昨今、また3年前とは別の大型店の

出店計画が浮上してまいりました。美濃商工会議所も、この別の大型店の出店計画に対する確かな情報が少ないため、大変苦慮され、会議所には総合的な見地から地域の商工業の健全な発展に寄与する責務があり、去る11月2日、美濃市に情報を求めるため、要望書、大型小売店舗出店計画に係る情報提供についてを市長に文書で提出されたと聞いております。その要望書の概要を御紹介いたしますと、美濃インター前土地区画整理事業地内において大型小売店舗誘致計画が進められ、大詰めを迎えていると聞いている。これに対し、市内の商店、各種商業関係組合などから、地域の購買力が低下する中での大型小売店舗進出に対する危機感の高まりから、美濃商工会議所としての取り組みを強く要請する声が寄せられている。しかしながら、商工会議所には、総合的な見地から、先ほども申し述べましたように地域の商工業の健全な発展に寄与する責務があるが、いわゆるこの出店計画に対する確かな情報が少ないため、その情報提供の機会を設けていただきたいとの文面との趣旨であります。その後、この要望についてどうなっているのか、このような観点に立ちまして、1点目といたしまして、この区画整理事業の進捗状況及び大型小売店舗出店計画についても、市長にお尋ねするものでございます。

次に、冒頭申し述べたように、この区画整理地内には、既に地元資本の大型店舗が立地し、南部の市街地の顔として十分なにぎわいを創出していると思っております。また、ピーク時の時間帯においては、県道・市道ともに信号機を1回では通過できない交通事情であることも皆さんも御存じであると思っております。このような地区内の、いわゆる100メートルと離れていない目と鼻の先に別の大型店の誘致をと、区画整理組合が決めたからといって、それで本当によいのでしょうか。

社団法人中小企業診断協会の岐阜県支部が作成されました平成21年度的美濃市商業に関する調査・研究報告書が出てまいりました。この報告書によりますと、美濃市商業の課題と提言といたしまして、次のように指摘しております。美濃市商業は、近年関市、岐阜市、各務原市と周辺地域での大型店出店によって購買流出が激しくなっているものの、地元消費者は最寄り品、中でも食料品などにつきましては、87%の市民の方々が自市で購買をしてみえます。反面、買い回り品の流出度合いが高いのは、いわゆる買い回り品を扱う店舗が少なく、扱っていてもその品数が少量であり、消費者に選択の喜びを与えられていないからであると指摘しております。これら美濃市商業活性化のためには、いわゆる不足業種の地域内誘致が必要であり、例えば書籍、ホームセンター、紳士服、スポーツ用品、家電専門店など大型専門店舗を誘致するなどバランスのとれた商業政策が望まれていると指摘しております。さらに申し述べますと、2万平方メートルを超える巨大なショッピングセンターやアウトレットモール等で、超広域商圈をターゲットにしたものであるならば購買流出は食い止められるかもしれないが、いわゆる3,000平方メートルから1万平方メートルまでのスーパーの進出であるならば、従来からあるショッピングセンターとのつぶし合いとなり、ともに利益の出ない戦いを強いられることとなり、共倒れの危険性をはらんでいると警鐘を鳴らしております。こうした事例が全国各地で出現しているのであります。この戦いの後には、地域商業の

疲弊と、地域コミュニティーの崩壊だけが残されるとも指摘をしております。

私も先般、ことしの10月でしたが、宮城県利府町への行政視察の折、大型店の撤退現場を目の前に見、その現場が4年も5年も放置されていると聞き、悲壮な思いで帰ってきた次第でございます。このような観点に立ちまして、同区画整理地域内への、いわゆる同業種の大型店舗誘致について市長はどう思われているのか、御所見をお尋ねするものでございます。

最後に、この美濃インター前区画整理事業には、ちょっと聞きなれない短冊換地と言われる換地手法がとられていると聞いております。そもそも区画整理事業とは、地権者の協力によりまして、優良宅地供給のための施策であり、短冊換地という名称に私自身大変抵抗を持つものでありますが、この短冊換地とは一体どういうものなのか、また後々地権者の方々に不利益を与えるものではないかと、以上3点について市長にお尋ねします。よろしく願いいたします。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の一般質問の、美濃インター前土地区画整理事業の進捗状況についてのお尋ねの、進捗状況及び大型小売店舗出店計画についてお答えをいたします。

美濃インター前土地区画整理事業については、組合は当初、施行期間を平成15年6月27日から平成22年3月31日までの期間と予定しておりましたが、仮換地指定の実施時期が当初の予定からおくれたことにより工事調整期間を設けたこと、新たに遺跡発掘調査の実施が必要になったことから、予定施行期間内に事業が完了することは非常に困難であると判断され、事業施行年度を平成23年度まで延伸することを平成20年3月27日の第10回総代会で議決して、現在は工事を進めているところであります。

また、事業地内において、現在組合と大型小売店が店舗の出店計画について協議を進められており、市としましては状況を見守っているところであります。この件につきましては、市には出店計画概要の話はございませんが、平成21年10月29日に出店事業予定者が市を訪問し、組合と協議中だが、まとまった場合は市の協力・指導がいただきたいとの話でありました。市としましては、市の活性化につながる施設であることと、また既存店や地域と十分話し合い、共存できるよう努めていただきたい。事業計画がまとまったら、市へも十分な説明をいただきたいと申し入れをいたしましたところであります。なお、事業者は十分尊重しますと、また約200名の従事者を雇用すると言っていました。今後、協議が成立し、市に説明がなされたときは、市としましては、事業者から美濃商工会議所に対し十分な説明を行い、市域の活力を高め、その健全な発展が図られるよう出店予定者に要請してまいりたいと考えていますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、美濃インター前土地区画整理事業地内への同業種の大型店舗誘致についてお答えいたします。

組合は、ホームセンター、家電、衣料、書店等の商業施設の受け入れができないかと、これまでたびたび検討をされてきましたが、保留地購入及び借地料等の問題で受け入れできる企業は見つかりませんでした。このような大変厳しい経済状況の中、今回大型小売店の進

出意向が組合に対してあったということで、現在は組合と大型小売店とで協議がなされているところであります。事業地内に予定している店舗形式は、スーパーセンターと聞いておりました、スーパーセンターは食料品だけではなく、衣料品、雑貨、居住用品、資材などホームセンターのような多品種・多品目をそろえた施設で、消費者に選択の喜びを与えられる店舗と聞いております。また、今後組合との契約が進み、大規模小売店舗立地法の届け出が県に提出され、地域住民や市に対して説明や地域社会との調和、地域づくりに関する事項として、交通、騒音、廃棄物等周辺的生活環境の悪化に配慮すべき事項について、県から市への意見聴取がありますので、地域の意見も反映させていきたいと考えております。また、進出大型店に対しても、市としての考えをまとめた上で申し入れをしたいと考えております。

続きまして、美濃インター前土地区画整理事業の短冊換地についてお答えをいたします。

組合は、大規模商業集積を目的とした商業ゾーン計画とするために、当該区域内の道路を2本変更し、地権者の換地が道路に面するようにするため短冊換地を行う予定としております。また、今後の予定として、大型小売店の事業が終了した場合は、当該区域内の土地区画整理事業を再度実施し、短冊換地をもとの換地に戻すこととされています。組合は大型小売店と協議し、担保として道路分は特別保留地を設け、これを市へ寄附し、事業終了時にもとに戻すための用地として確保するとともに、事業終了時までには事業者はその土地に対して賃貸料を払ってもらい、工事代金として基金化していきます。このように工事代金の確保を図るということであります。このようにして、地権者の皆様に不利益が及ばない様に協定を結ぶこととしております。こうした状況下の中で、市長といたしましては組合の意見を最大限に尊重していきたくと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上であります。

[12番議員挙手]

○議長（市原鶴枝君） 12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 2点ほど再質問をさせていただきたいと思っております。

2点目にお伺いいたしました、いわゆる同業種、既存の地元資本である大型店と同じような同業種の大型小売店が、目と鼻の先の誘致を組合が話してみえるとのことでしたが、この許認可を扱うのは、当然地方自治体の首長に許認可の権限が与えられております。このような状況を、いわゆる経済人市長でおられます市長の肯綮といたしますか、先ほども申し述べました警鐘が鳴らされているというような診断結果をもとに、もう一度確たる答弁をお願いしたいと思います。

2点目といたしましては、このインター前区画整理事業につきましては、本年3月の議会での市長の施政方針の中で、初めてこの個人住宅の建設とともに大型商業施設の進出が検討されておりますというような、区画整理地への所信表明がなされております。この区画整理地の促進により本当に定住人口が増加するのかと。区画整理組合の事業費もありますけれども、私は美濃インター前の区画整理事業が、15年の冒頭から、いわゆる大型店誘致を前提とした区画整理事業ではないかと、そのような疑問を持っているものでございますけど、この

2点につきまして再度お尋ねします。よろしくお願ひいたします。

○議長（市原鶴枝君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の一般質問の再質にお答えをしたいと思います。

まず、同業種の大型店が近くにあるのに誘致しようとする、許認可の権限が市長にあるのではないかと、このような形式についてどうかという話と、3月の施政方針の中で、インター前区画整理について大型商業施設の進出が計画されていると。当初の区画整理にはそうした大型店の誘致計画がなかったのではないかと、この2点ですね。

私は、実は、この第4次総合計画の都市環境の整備という中で、このように計画を進めているということを中心にお話をしたいと思うんですが、第4次総合計画の都市基盤の市街地について、西南部、特にこのインター前と大矢田、藍見地区であります。東海北陸自動車道美濃インターチェンジ、東海環状自動車道西関インターへのアクセスに恵まれ、自動車交通の利便性が高く、都市的土地利用が確保できることから、市街地形成への有意性も高く、計画的な土地利用に基づく新市街地の創出を図る必要がある。さらに本市の将来を見据えた活力あるまちづくりや、人口定着の誘導を図る上からも、土地利用の適正化を図るとともに土地区画整理事業を計画的に促進していくと、こういうふうに言っているわけでありまして。

そこで私は、インター前の区画整理事業についてであります。人口定着のための専用住宅用地と活力ある新市街地形成のための準工業地域、この2地域に分けて、高度な土地利用を図っていくと計画したところでありまして、準工業地域には大型店や、あるいは商業・沿道サービス、あるいはそういった新しい新市街地に必要なものが張りついて、南西部の人口増になるような形の発展を期するための事業を進めていくべきと、このように思っていたところであります。現在、組合が取り組んでおられることについては、この準工業地域を活用する土地についてはまさにその方向に進んでおり、市といたしましてはこれを容認していくつもりでありますので、御理解を賜りたいと思います。

また、この現況を見てもみますと、既にこういった情報があるのかもしれませんが、まだ計画が進んでいるわけではありませぬので、交渉中でありませぬけれども、そういった情報をいち早く耳にして、近くにはドラッグストア、あるいはガソリンスタンド、あるいはコインランドリー等が建設されていますよね。これらはまさに新しいビジネスチャンスとしてとらえて、新市街地を誘発していくような形でこの地域が発展する様子を示しているわけでありまして、私はまさにそのようにうまく進んでいるなあというふうに見える次第であります。

先ほど日比野議員が言われたように、美濃市の消費需要については、市外に流出する部分が大半であります。せっかく美濃市で稼いだものを市外に持っていかれてしまう状況にあるわけでありませぬ。このインター前に新たな商業施設のようなものができることによって、外部から新たな商業需要が満たされるような地域になっていければ、そうした新たなビジネスチャンスとしてとらえて、レストランですとか、先ほど申されたような衣料品とか、あるいは電器店とかというものも周りに今後はできていくのではないかとというふうにご期待をされているところでありまして、これは新たな雇用と、新たなにぎわいとか需要を満たしていくこと

であって、私は美濃市の将来に役に立つものと考えております。今、注意深く、組合が交渉していることについて私は見ているところでございます。今はそれ以上の答弁はできませんので、今の状況について御説明を申し上げました。また、私の所感についてお話を申し上げたところでございます。以上で答弁いたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 答弁を聞いておりますと、組合が決められたということで、それを非常にいいと思うからそのように後押しをするというようなことですが、果たしてそれでいいのでしょうか。やはり感覚の相違と申しますか、こういうような区画整理事業には、少なくとも1割の公金、税金を行政の方で提供し、事業が進められておると思います。ましてや、美濃インター前は本市の南の玄関口といたしまして、本当にインター前は一等地の一番地と申しましょか、美濃市の未来・将来を見据えた、市民が本当にこういうものができたらいいな、あったらいいなというような、箱物とも言いませんけど、施設とか、高度利用を私はもっと考えるべきであると思います。このような観点に立ちまして、組合が進めているから、ただその地権者だけの意向で税金を投入した区画整理事業を一方向的に認可してもらっては私は困ると思うものでございます。このような観点ですので、観点の相違もございすけど、どうかもっともっと幅広い市民の方に呼びかけていただきまして、一丁目一番地のこのインター前区画整理事業地を市民に呼びかけて、耳を貸し、聞いてほしいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 次に、1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 私は発言通告書に基づき、4点の質問を行います。

初めに、特定健診の制度導入から1年半が経過をしましたが、受診率はどうか、今後、受診率向上のための方策をどのように考えているかについて行います。

私は、平成19年の9月議会で、20年4月にスタートする特定健診について、新しい制度の目的や変更される内容がどんなものか質問をいたしました。食生活、運動、飲酒、喫煙、ストレス等が原因で、高齢となるほどふえてくる糖尿病などの生活習慣病を、メタボリックシンドロームに着目し、早期に保健指導につなげ、予防することで、医療費の節減を図る制度の導入でした。病気の早期発見のための健診から、事前に病気になりそうな状態を見つけることで、病気予防に軸足を移した制度となったと思います。

この質問の中で、それまで40歳以上の市民すべてを対象に行っていた住民基本健診を国保加入者のみに狭めることで、市民の受診機会を減らすのではないかという指摘をいたしました。40歳以上の妻で夫が加入する組合健保の扶養家族となっている人は、健保が指定する医療機関で健診を受けなければならなくなり、市の健診と比べると費用も高額であり、受診しにくくなっております。受診機会を減らしておいて、健診を受けないのは自己責任とする国や自治体の責任転嫁もあるように思います。社会保険、組合健保扶養家族では、市の健診からはじき出されたために受診できなくなった例もあるのではないのでしょうか。市の責任範

囲ではないことから追及はしませんが、見過ごしてはならず、何らかの対策を講ずるべきと思います。

メタボ健診として、大々的な宣伝のもとで行われた導入初年度の受診率は、目標を達成できたでしょうか。予防を徹底するという趣旨はそれなりに評価できると思いますが、肝心の受診率が低くては特定保健指導も成果に結びつかないことになります。平成24年度の目標値達成度により、国保から後期高齢者医療制度への支援金に最大10%のペナルティーが科されることは、民主党政権の誕生により後期高齢者医療制度廃止が確定的となり、回避できそうですが、ペナルティーのあるなしにかかわらず、健康の度を高めることは重要なことです。40歳以上国保加入者の何%を目標にし、初年度受診率はどうであったか、今後の受診率の向上のためにどんなことを検討されているか、お尋ねをしたいと思います。

次に、一般廃棄物の中で水銀が含まれている蛍光管について、特別な処理対策が必要ではないかについて質問をいたします。

ことしも早くも年末となり、大掃除の季節を迎えました。家庭によっては、新年を迎えるに当たり蛍光灯を交換される方もあると思います。割れやすいガラスであって、両端口金にはアルミ、内部には微量とはいえ水銀を含む廃棄物であり、一般ごみとして不燃物扱いで出すには違和感を覚える方も多いのではないのでしょうか。言うまでもなく、水銀は水俣病の原因物質として大きな社会問題となりました。既に乾電池の製造過程では、水銀は1992年に排除され、今日では一般家庭から出される有害物質としての水銀を含む有毒ごみは蛍光管のみと言えます。現在、クリーンプラザ中濃では、電器店など業者から持ち込まれる蛍光管は有害ごみとして専用の蛍光管破碎梱包装置で破碎し、ドラム缶詰めして、国内唯一と言われる水銀リサイクル業者の北海道野村興産の代理店である大阪の業者あてに年間12トンを運搬しているそうです。業者を経ず集荷される蛍光管がどれくらいの量になるかは定かではありませんが、不燃ごみの収集日には、少なからず蛍光管も目にします。その他の粗大ごみ、不燃ごみと同じく破碎され、可能な限り分別されますが、溶融した後、最終処分は資源となるものは再生に回され、ならないものは処理業者へ受け渡し、現在のところは最終処分場への埋め立てはしていないということです。しかし、社会情勢の変化などで処理業者への搬出ができなくなることも考えられます。今のうちに対策を立てる必要はないのか。たとえ少量とはいえ、蛍光管をその他の不燃物と同じ扱いでよいか心配です。持続可能社会を目指すとき、一時しのぎは許されません。常に先を見て安心・安全を図ることが求められます。

クリーンプラザ中濃の鶴飼所長は、蛍光管を普通のごみ収集ルート以外で集めるには、新たな収集費用負担と設備が必要になるとも言われました。設備をボランティアでというわけにはいきませんが、収集にかかる費用を考えたとき、ここで、ことし民生教育常任委員会が視察した山形県長井市のレインボープランに参加するような発想ができないかと考えました。ボランティアによる季節に1回程度の収集ができないかと考えます。割れれば厄介な廃棄物ですが、腐ることもなく、においもせず、風に乗って飛ぶこともない安定的な廃棄物であり、公民館の一部に集積場を設置し、定期的に運搬だけすれば、水銀も完全にリサイクルが可能

となります。水銀も資源と考えるなら廃棄はもったいない。市として現状で可とするのか、蛍光管リサイクルを目指していただけるか、お尋ねをするものです。

この1点目と2点目への答弁を、民生部長にお願いいたします。

3番目に、高齢化社会に向けて、公民館や図書館の充実が求められます。

高齢者を取り巻く環境整備として、市立図書館で管理している図書を各地区の公民館などで貸し出すことができないか。また、公民館に給茶設備を設置するなどコミュニティーの場として充実が図れないか、質問をいたします。

高齢化時代を迎え、さまざまな事件・出来事が日々起こっています。ここ数年では、高齢者をねらった振り込め詐欺や、市価の何倍もの価格で果物を押し売りする、また介護をよそおって生活費をだまし取るなど、次々と報道されています。その多くが、孤立しているお年寄りがねらわれているようです。高齢者の特徴として、遠距離の移動が困難であり、孤独でいると、毎日がつまらなくなり、一層孤立感を深め、寂しさが押し売りや詐欺のつけ入るすきを与えていることも考えられます。医療費を押し上げる理由として、元気なお年寄りが病院で、最近〇〇さんを見かけないが体調が悪いのかなというジョークがあります。私はこのジョークは好きではありませんが、ふだんにくつろげる場所、仲間が集まる場所が少ないことも表しているのではないかと思います。

社会教育法第5章第20条には、公民館の目的として、市町村その他の一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあり、第22条には、公民館の事業として、1. 定期講座を開設すること、2. 討論会、講習会、講演会、学習会、展示会等を開催すること、3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること、4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること、5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること、6. その施設を住民の集会その他の公共の利用に供することが定められております。高齢化社会は、まさに公民館の出番ではないかと考えます。

民生教育常任委員会がことし視察した寒河江市では、美濃市の2倍近い人口を擁しておりますが、ここの高齢者福祉のふれあいサロン事業は、各地域の公民館を拠点に、毎月一、二回の生きがいつくりの社会参加を勧め、健康で生き生きした生活ができるよう50もの任意団体が活動し、簡単な活動報告で年間5万円の支援を受けていると言われました。この経験を日常に広げ、徒歩で10分くらいの範囲でいつもだれかに出会え、充実した時間が過ごせるような施設として、各地区の公民館がその役割を果たせないかと考えるものです。このふれあいサロンの活動は、社会教育法第22条、公民館事業の2と4に該当すると思われます。暇つぶしに出かけた先に話し相手がいることは重要ですが、カラオケや囲碁、将棋、マージャンやカードゲーム、パズルなどに気の合う仲間と興じることもよいと思います。現状の利用形態は、行事や会議、講習など何かがあるから集まるパターンが多く、ふらりと立ち寄り場所にはなっていないと思います。ここを改善するために、公民館事業の3にある図書、記録、



模型、資料等を備え、利用を図ることが求められるのではないかと考えます。今ある公民館の図書コーナーは冊数も少なく、定期的な補充がされることも難しいのではないのでしょうか。これを補うために、市立図書館と連携することで公民館の利用価値を高めてはどうか。パソコンでの検索で読みたい本を選び、次の機会に受け取るようにすれば、一挙に図書館分室機能を備えた施設が6カ所ふえることとなります。これまで遠いところにあった図書館が、身近で利用できることとなります。美濃市は、センターとなる市立図書館から放射状に公民館が立地し、配達に手間や大きな費用がかかることもないと思われまます。

さらに、人が集まり数時間を過ごす場所に、お茶は不可欠ではないかと思ひます。現状の利用状況ではあまり必要ないでしょうが、今後利用者がふえた場合、だれもが利用できる給茶システムが求められると思ひます。例えばスティックタイプの緑茶を備えつけるなど、だれかに入れてもらうのではなく、気がついた人がみずから給茶する方法をぜひ考えていただきたい。それも持参とかグループで準備するのではなく、ふらりと訪れた人のために備えることが大切と思ひます。

以上、教育長にお尋ねします。

最後に4点目、中有知地区に建設が予定されている地域防災交流センター、これは仮称ですが、規模や設備について、総務部長にお尋ねをしたいと思います。

市で初めての試みとして、1地区年間350万円を平成22年度までの3年間にわたり実施されている地域づくり支援事業、どのように地域で活用するかということについて、中有知地区では、自治会を通じ全戸に周知する中で数度に及ぶ話し合いがされ、圧倒的な支持を集めて公民館に準ずる施設をつくることになりました。地域づくり支援事業を、私は幾つかの小さな市民参加の事業への支援と考えていたので、箱物をつくることには最初は違和感を覚えました。この公民館に準ずる施設をつくるという意見に集約され、市内各所の公民館を視察し、意見交流を行った、話し合いの過程がまさに地域づくりなのだと思ひされ、納得をしたところでした。

市内7地区でただ一つ公民館施設を持たない地区として、建設にかける期待には大きなものがあります。中有知地区の人口は約4,100人であり、自治会ごとにあるコミュニティーセンター以上の収容人数を満たす会議室や、高齢化社会を見据えた地域の交流センター、また防災機能を備えた多目的施設となります。3点目の質問でも申しましたように、公民館の目的を余すところなく実現できれば、毎日いつでも利用者があり、機能しなければなりません。徒歩で、自転車で、車で来る利用者のために、安全な歩道、自転車置き場、駐車場が必要です。ロビーには、ゆったりくつろげるかたくないいすも、給茶システムも求められます。利用者の立場に立って、閑散としたイメージの公民館施設からの脱却を図っていただきたいものです。財政が困難なこの時期にあえて建設を求めた施設であり、くれぐれも使い勝手の悪い無用の長物とならないよう万全の準備のもとに進めていただきたいと思ひます。すぐに年度末となり、設計に入らなければならない時期となります。市としてどのような規模の施設にしようとしているのか、設備はどういったものを入れるのか、お尋ねをいたします。

以上4点について質問を行いました。答弁をよろしく申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時09分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） それでは、並議員の一般質問の1点目、特定健診の制度導入から1年が経過したが、受診率はどうか。今後、受診率の向上のための方策をどのように考えているかについてお答えします。

平成20年度から始まりました特定健診、特定保健指導の結果につきまして御報告いたします。特定健康診査は対象者4,357名で、うち971名が受診し、受診率は目標25%に対し22.3%、また特定保健指導は対象者139名、実施者47名で、実施率は目標25%に対し33.8%でした。以上のように、受診率については目標を達成することができませんでしたが、実施率については目標をクリアいたしました。本年度は目標を受診率30%、実施率を30%に設定し、一つ目に個別健診期間を6月から9月まで1ヵ月延長、二つ目に未受診者が多い50代男性に郵送で受診勧奨、三つ目に広報「みの」による受診勧奨を年2回から4回、四つ目に、事業所で行われる健診に市職員の保健師が出向き、国保受診対象者のデータを本人からいただき、受診者数の上乘せなどを図ってまいりました。さらに個別健診は9月までで終了しましたが、11月に未受診者全員に追加健診の案内を送付し、12月いっぱい追加健診を実施しております。今後も受診率向上に一層の努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に質問二つ目、一般廃棄物の中で水銀が含まれる蛍光管、特別な処理対策が必要ではないかについてお答えします。

蛍光管については、現在クリーンプラザ中濃において持ち込み分については破砕処理をし、水銀を取り出す専門業者に持ち込み処理をしています。また、不燃物ごみとして美濃市、関市が収集した蛍光管については、プラザ内の施設で他の不燃物と同様に粉砕し、ガス化溶解炉で高温焼却処理され、有害なガスはほぼ完全に分解されます。排ガスについてもバグフィルタにおいて処理をしており、そこで集じんした不純物も専門業者に引き渡しております。また、燃えなかった金属類等は専門業者に委託しております。焼却灰はスラグ化し業者に販売されており、適切な処理がされていると考えております。他市の状況を調査し、関市とも連携しながら、より安全で安価な処理方法があるのか研究してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（市原鶴枝君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 並議員の一般質問の3点目、高齢者サービスの一環として、市立図書館で管理している図書を各地区の公民館などで貸し出すことはできないか。また、公民館

に給茶設備を設置するなどコミュニティーの場として充実が図れないかについてお答えします。

市図書館で貸し出す図書にはすべてバーコードが付けてあり、また、借りられる人にも図書カードを提示いただき、貸し出しの際には図書とカード双方のバーコードを読み取り、だれに何をいつ貸したかといった情報をパソコンに入力して管理を行っております。

さて、お尋ねの市立図書館の図書を各地区の公民館などで貸し出しすることはできないかについてでございますが、図書を地区公民館に持ち出し、貸し出すことは、職員数や管理の面で困難と思われまます。しかし、市の図書館にどのような図書があるかということは、各家庭や地区公民館のインターネットで調べることができますし、また、市図書館所蔵の図書の一覧表を地区公民館に置いておけば希望する図書も容易に見つけることができますので、地区公民館を通しての貸し出しについては、貸し出す方向で検討させていただきたいと考えております。ただし、初めて貸し出しを希望される方には図書カードをつくっていただく必要がありますので、御協力いただくこととなります。なお、図書の返却については、既に昨年4月から出張所でも返却できるようになっております。

次に、公民館に給茶設備を設置するなどコミュニティーの場として充実が図れないかについてでございますが、これにつきましては、地区の出張所は来年4月から（仮称）地域センターとして生まれ変わることになっており、今後、公民館の活用動向も勘案して給茶設備についても検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（市原鶴枝君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、並議員の一般質問の4点目、中有知地区に建設が予定されている地域防災交流センターの規模や設備についてお尋ねするについてお答えをいたします。

中有知地区に建設予定の地域防災交流センターにつきましては、国のまちづくり交付金を活用して、今年度は用地取得と設計、来年度に建設として進めているところでございますが、まちづくり交付金が事業仕分けによる見直し対象になっており、現在、国に対して制度の継続を要望しているところでございます。このセンター建設は、市といたしましては財政的には大変厳しい状況の中にあります。公民館施設を持たない中有知地区のかねてからの要望であり、また、この地区の地域づくり委員会の議論の結果なども踏まえ、市と地元が協働して建設することとしたものでございます。地元の中有知財産区には建設費に対する支援のお願いも申し上げているところでございます。

建設予定地につきましては、地元との協議により中有知小学校西側の財産区保有地を活用し、一部民地を取得いたしますが、敷地面積全体では約2,400平方メートルほどでございます。周辺には小学校や遊童館、消防車庫と詰所などがあり、この付近一帯が将来的にも地域コミュニティーや地域防災の活動拠点になるものと考えております。建物の規模といたしましては、標準としております延べ床面積400平方メートルを基準として考え、おおむね430平方メートル程度のものを想定しており、施設の機能や配置、設備等については、今後地元と

も協議をさせていただき、できるだけ早期に建物の設計に着手できるよう努めてまいりたいと考えております。

市の基本的な考え方といたしましては、この施設は集会時などに必要な会議室を中心とした施設として建設するのではなく、議員からの御提案もありますように、子供からお年寄りの方まで幅広くだれもが気軽に立ち寄れ、そこで1日をゆっくりと楽しく過ごしていただけるような施設にするべきだと考えております。また、今後はこの施設周辺には、市民が安全に集まってこられるような歩行者や自転車、シルバーカーなどに配慮したサイクルロードの整備も必要と思っております。毎日いつでも利用者があるようなセンターとするためには、どんな機能、設備を備え、また使い勝手をよくするためにはどのような工夫が要るかなど、今後市からも地元の皆さんへ提案も出させていただき、地元の皆さんの御意向をお伺いしながら決定してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 答弁をいただきまして、ありがとうございます。

4点ともにおおむね了解しましたが、それぞれ答弁への要望や期待を述べさせていただきます。

まず、特定健診受診率が初年度25%目標に1割ほど及ばなかったことを受けて、今年度にはさらに目標値を5%上積みして、期間の延長と、郵送や広報での勧奨を行われたとのことでした。2年目となることは、12月に追加受診の機会が設けられ、9月までに受診できなかった私も受診をさせていただきました。ことはもうできないのではないかと考えていたやさきにありがたい通知でした。保健指導との絡みもあって、受診期間を年度の前半に設け、後半で保健指導を行うサイクルとなっているようですけれども、通年で受診できるようにはできないでしょうか。行政は年度で区切って数値を管理しますが、人間の体には節目はありません。ぜひ、通年受診を御検討いただくことを要望したいと思います。

2点目、水銀が含まれる蛍光管について、不燃ごみと分別が必要ではないかという質問には、現状で適切と考えているという回答でした。廃蛍光管は、国内での適正処理が一、二割とされております。クリーンプラザ中濃が蛍光管用破砕梱包装置にかけ、大阪の処理業者に渡しているものは確かに適正処理と言えます。しかし、同所で稼働している流動床式ガス化熔融システムで水銀対策が万全なのか調べてみましたが、私の中では疑問が残るままです。公民館などでの回収が難しいのであれば、大阪や京都で行われているように、市民の方へ蛍光管は水銀を含む有害ごみであり、販売店に引き取ってもらいましょうと周知をする中で、家電販売店などの業者に回収に協力していただくことでも解決は図れると思います。未来の安全のために、不燃ごみと一緒にならない方法を考えていただきたいと思います。

3点目、公民館活動は高齢化社会となり、これまで以上の役割が求められます。そこで、市立図書館の図書貸し出しの機能も備えたらどうかという質問に実現の方向を示していただ

き、ありがとうございました。最近のベストセラーも借りられるなら、ちょっと公民館まで遊びに行くか、ついでにお茶を飲みながら世間話もしてと、人が集まる場所になるよう機能や環境を整備していただくことを期待したいと思います。

4点目の中有知地区に建設予定の地域防災交流センターの規模、設備についての回答は、敷地面積2,400平方メートルに、建物延べ床面積は430平方メートル程度を想定していると言われました。集会等会議中心の建物ではなく、新しい時代の新しい用途に沿った地域の可能性を引き出される施設となるよう期待を申し上げまして、私の発言を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） 以上をもちまして市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている議第72号から議第87号までの16案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は12月17日午前10時から、民生教育常任委員会は12月18日午前10時から、産業建設常任委員会は12月21日午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから12月23日までの7日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから12月23日までの7日間、休会することに決定いたしました。

---

### 散会の宣告

○議長（市原鶴枝君） 本日は、これをもって散会いたします。

12月24日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時26分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年12月16日

美濃市議会議長                      市   原   鶴   枝

署 名 議 員                      岩   原   輝   夫

署 名 議 員                      平   田   雄   三



平成 21 年 12 月 24 日

平成 21 年 第 9 回 美濃市議会 定例会 会議録 (第 3 号)



## 議 事 日 程 (第 3 号)

平成21年12月24日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第72号 平成21年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 3 議第73号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 議第74号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議第75号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議第76号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議第77号 平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第78号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議第79号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第10 議第80号 平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第11 議第81号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第82号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第83号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第84号 美濃市景観条例について
- 第15 議第85号 美濃市屋外広告物条例について
- 第16 議第86号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第17 議第87号 美濃市介護保険条例及び美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第17までの各事件

(追加日程)

市議第 6 号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長を求める意見書

---

### 出席議員 ( 1 5 名 )

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	平 林 泉 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	丸 茂 勝 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 壽 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	総 務 部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	梅 村 健 君
参 事 兼 秘 書 課 長	古 田 則 行 君	総 務 課 長	西 部 真 宏 君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平 野 廣 夫	議 会 事 務 局 次 長	井 上 司
議 会 事 務 局 記 書	長 屋 充 宏		

## 開議の宣告

○議長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

○議長（市原鶴枝君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（市原鶴枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、12番 日比野豊君、13番 児山廣茂君の両君を指名いたします。

---

### 第2 議第72号から第17 議第87号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（市原鶴枝君） 日程第2、議第72号から日程第17、議第87号までの16案件を一括して議題といたします。

これら16案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 武井牧男君。

○総務常任委員会委員長（武井牧男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

今期定例会において総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月17日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第72号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第81号 美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第82号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答、討論の後、採決の結果、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第83号 美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 次に、民生教育常任委員会委員長 岩原輝夫君。

○民生教育常任委員会委員長（岩原輝夫君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月18日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第72号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第77号 平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第78号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第79号 平成21年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第87号 美濃市介護保険条例及び美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 次に、産業建設常任委員会委員長 児山廣茂君。

○産業建設常任委員会委員長（児山廣茂君） おはようございます。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月21日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第72号 平成21年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第74号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第75号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第76号 平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第80号 平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第84号 美濃市景観条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第85号 美濃市屋外広告物条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第86号 美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（市原鶴枝君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 特に討論はないものと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第72号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第72号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第73号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第73号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に議第74号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第74号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第75号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第75号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第76号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第76号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第77号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第77号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第78号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第78号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第79号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第79号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第80号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第80号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第81号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第81号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第82号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手多数であります。よって、議第82号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第83号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第83号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第84号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第84号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第85号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第85号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第86号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第86号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第87号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、議第87号は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔追加議案配付〕

○議長（市原鶴枝君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第6号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### 市議第6号（提案説明・質疑・採決）

○議長（市原鶴枝君） 市議第6号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第6号について、7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） それでは、提案説明をさせていただきます。

ただいま追加上程されました市議第6号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

文案を朗読して、提案とします。

それでは、議案集の2ページをお開きください。

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、本市では、この水力交付金を活用し、小型動力ポンプ付積載車の整備など住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、間もなく最長交付期間の30年を迎えることとなり、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は原子力発電や火力発電に比べ環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要があること等を考慮の上、平成23年度以降、恒久的な制度とすることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月24日、岐阜県美濃市議会。提出先は、経済産業大臣、副大臣、政務官、財務大臣、副大臣、政務官、総務大臣、副大臣、政務官でございます。

○議長（市原鶴枝君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。



休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○議長（市原鶴枝君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思  
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につい  
ては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決をいたします。

市議第6号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市原鶴枝君） 挙手全員であります。よって、市議第6号は原案のとおり可決いたし  
ました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、  
会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議はあ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原鶴枝君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉  
会とすることに決定いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（市原鶴枝君） これをもって本日の会議を閉じ、平成21年第9回美濃市議会定例会を  
閉会いたします。

閉会 午前10時26分

---

#### 市長あいさつ

○議長（市原鶴枝君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成21年第9回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上

げます。

このたびの定例会におきましては、平成21年度美濃市補正予算を初めとする17件の議案につきまして慎重に審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただき、まことにありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政に反映するよう努力する所存でございます。

さて、現在の厳しい経済・雇用情勢の中で景気が二番底に陥るおそれがあることから、国においては経済対策を盛り込んだ第2次補正予算案が閣議決定されました。この補正予算案は、地方公共団体による決め細やかなインフラ整備を支援する「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」が創設されるなど、緊急性、即効性を重視したものとなっておりますが、政府にあってはだんだんトーンダウンし、かけ声だけに終わりそうな気配もあり、予断を許しません。

地方においても経済情勢は極めて厳しいものがあり、景気対策の速やかな実行は緊急の課題となっております。政府の確たる方針のもと、早急な対策を望むものであります。

また、来年度の予算編成作業を現在行っておりますが、市税等の減収により財源確保は非常に厳しい状況であります。国の予算編成方針の詳細は決まっておりますが、地方が何より求めているのは、地方が自由に使える財源の充実であります。小泉政権による三位一体改革に伴って大幅に削減された地方交付税の復元は切実な課題であり、今後も全国市長会等地方六団体を通して、地方交付税の増額など地方の財政支援に力を入れるよう国に対して強く求めていくこととしております。

さて、平成21年も残すところわずかとなりました。議員各位には、この1年間、市政進展のため御活躍をいただき、まことにありがとうございました。年の瀬も迫り、何かと心せわしくなり、寒さも一段と厳しくなっておりますので、どうかお体に十分御自愛くださいますよう、よろしく申し上げます。

なお、私は来年をあらわす一語として「達」を選びました。達とは、発達の達であります。

達は「達成」「発達」「友達」「達者」「達人」でもわかるように、現在の美濃市にぴったりであります。第4次総合計画の「達成」、第5次総に向けての「発達」、市民一人ひとりを大切にしたい仲間づくり、いわゆる「友達」、そして健康である「達者」、まちづくりは市民のそれぞれの力を集めることとし、それぞれの達人の力を借りて進めるという「達」、これは美濃市にぴったりと思うからであります。

来年がすばらしい1年となりますよう、「達」を合い言葉とともに頑張りましょう。また、市民の皆様とともに健康で御多幸な輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（市原鶴枝君） 本定例会には、平成21年度美濃市一般会計補正予算を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、深くお礼を申し上げます。執行部におかれまし

ては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げます。

なお、本年も残すところわずかになりましたが、年未年始を事故等に御注意くださいます。輝かしい新年をお迎えになるよう祈念申し上げまして、閉会といたします。

本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年12月24日

美濃市議会議長                      市   原   鶴   枝

署 名 議 員                      日 比 野                      豊

署 名 議 員                      児   山   廣   茂

## 総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第72号	平成21年度美濃市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議第81号	美濃市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第82号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第83号	美濃市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成21年12月24日

総務常任委員会委員長 武井牧男

美濃市議会議長 市原鶴枝様

## 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第72号	平成21年度美濃市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議第73号	平成21年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第77号	平成21年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第78号	平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決

議 第 7 9 号	平成21年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 8 7 号	美濃市介護保険条例及び美濃市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成21年12月24日

民生教育常任委員会委員長 岩 原 輝 夫

美濃市議会議長 市 原 鶴 枝 様

### 産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
議 第 7 2 号	平成21年度美濃市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議 第 7 4 号	平成21年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 7 5 号	平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 7 6 号	平成21年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 8 0 号	平成21年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 8 4 号	美濃市景観条例について	原案可決
議 第 8 5 号	美濃市屋外広告物条例について	原案可決
議 第 8 6 号	美濃市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成21年12月24日

産業建設常任委員会委員長 児 山 廣 茂

美濃市議会議長 市 原 鶴 枝 様